

IMF を通じた日本の技術支援活動等に関する年次報告書

2005 年度

国際通貨基金

A stylized graphic of a globe, composed of several overlapping golden-yellow arcs that form a grid-like pattern, representing latitude and longitude lines. The globe is positioned in the lower half of the page, partially overlapping the footer area.

IMF を通じた日本の技術支援活動等に関する年次報告書

2005 年度

国際通貨基金

目 次

2005年度年次報告書	1
IMF—目的と活動..Ⅷ	1
IMFの技術支援：需要と供給	2
特定活動にかかる日本管理勘定（JSA）	4
JSAが支援する活動—技術支援、アジア太平洋地域事務所、奨学金プログラム	4
拠出額の水準...Ⅷ	5
日本—IMF コンサルテーション	6
JSAによる技術支援	6
プロジェクトの申請と承認	6
プロジェクトの評価及び審査	12
コミットメントとデイスパースメント	12
地域別の資金配分	12
分野別の資金配分	15
JSAで支援されたプロジェクトの実効性	17
奨学金プログラム .Ⅷ	18
アジアのための日本—IMF 奨学金プログラム	18
博士号取得のための日本—IMF 奨学金プログラム	19
添付資料	
1. 2005年度に承認されたJSAによる技術支援のプロジェクト	26
2. JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について	56
3. 技術支援プロジェクトの評価	58
4. JSAの2005年度財務諸表	60
表	
1. 日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2005年度）	5
2. JSAの年間のコミットメントとデイスパースメント（1993年度～2005年度）	13
3. JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2005年度）	14
4. JSAによる技術支援の受益国・機関（上位10位）（1993年度～2005年度）	15
5. JSAの分野別コミットメント（1993年度～2005年度）	16
6. アジアのための日本—IMF 奨学金プログラム …国別、出身機関別構成（1993年～2004年）	20
7. 博士号取得のための日本—IMF 奨学金プログラム…奨学生の出身国/地域構成 （1996年～2004年プログラム）	22

8. 博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム …大学別奨学生数（1996年～2004年）	23
9. 博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム …1996年～2002年プログラム卒業生の就職状況	24
10. 技術支援プロジェクトの評価結果	59

図

1. IMFによる技術支援の推移（2000年度～2005年度）	3
2. IMFの技術支援*に占めるJSAの割合（2000年度～2005年度）	4
3. 日本の技術支援に対する年間拠出額（1990年度～2005年度）	6
4. JSAの年間コミットメント額とデイスバース額（1993年度～2005年度）	13
5. JSAによる技術支援の地域別配分（1993年度～2005年度）	14
6. JSAによる技術支援の地域別配分（2005年度）	14
7. JSAによる技術支援の分野別配分（1993年度～2005年度）	17
8. JSAによる技術支援の分野別配分（2005年度）	17
9. 技術支援プロジェクトの評価結果	18

Box

Box 1：IMFの技術支援における中心的分野	2
Box 2：コンゴ民主共和国中央銀行の能力強化	7
Box 3：ベトナム：税務行政の強化	8
Box 4：コンゴ共和国：国家統計システムの再建	9
Box 5：モルジブにおける銀行法の改正	10
Box 6：中東地域技術支援センター（METAC）	11

写真

1. 総合金融情報システムに関するAFRITACのセミナーセネガル、ダカール （2004年12月13日～16日）	19
2. 中国・大連の国際会議・研修センター	19
3. METACスタッフ	21
4. 国際収支及び国際投資環境に関するPFTAC地域研修コース、フィジーのスバ （2005年4月11日～22日）	21

2005年度 年次報告書

1990年、日本政府は、IMF加盟国のマクロ経済及び構造調整プログラムの策定、実施、維持機能強化のためにIMFが行う技術支援に対して資金的支援を行うことに合意した。それ以来今日まで、日本はIMFの技術支援活動に対する最大の拠出国である¹。日本の貢献は、「特定活動にかかる日本管理勘定」(JSA)を通じて行われる²。これに加え、日本は2つの奨学金プログラムへも資金支援を行っている。そのうち1つはJSAに含まれ、他の1つは別のアカウントである、「博士号取得のための奨学金プログラムの日本サブアカウント」に属するものである。

この報告書では、IMFとその活動、特にその技術支援活動について最初に紹介する。さらに、JSAの目的、規模、範囲、利用状況、2005年度の活動に対する評価³、及び技術支援活動並びにJSAが出資する奨学金プログラムについても詳しく説明する。

¹ 日本のほかに拠出を行っている国は、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、スウェーデン、スイス、英国、米国であり、またアフリカ開発銀行、アラブ通貨基金、アジア開発銀行、カリブ開発銀行、欧州委員会、米州開発銀行、国際連合、国連開発計画、世界銀行の各国際機関も拠出を行っている。

² この報告書において、特段の区別がない限り、「JSA」(Japan Administered Account for Selected Fund Activities)には、その前身である「JAA」(Japan Administered Technical Assistance Account)を含むこととする。

IMF—目的と活動

IMFは、現在184の加盟国から構成されており、国際的な資金協力、為替の安定、秩序ある為替取極の促進、国際収支困難に陥った国への短期的な資金支援、そして経済成長の促進、高水準の雇用の確保を目的として1946年に設立された。これらの目的を達成するため、IMFはサーベイランス、金融支援、技術支援の3種類の活動を行なっている。

サーベイランスとは、IMFが加盟国との政策対話を維持しつつ、各国及び世界のマクロ経済状況について評価を行うプロセスである。通常、IMFは年に1回、加盟国の為替レート政策について、4条コンサルテーションとして知られる経済政策の全体的枠組みにおいて評価を行っている。IMFは、さらに多角的なサーベイランス活動も実施しており、その結果の概要については、「世界経済見通し」(年2回作成・発行)及び「国際金融安定性報告書」(年2回発行)に掲載される。

金融支援とは、国際収支困難にある加盟国が、持続可能な経済成長に必要な状況を回復できるよう支援するための融資である。IMFが提供する金融支援により、これらの国においては、貿易上の制限や資本規制を実施することなく、外貨準備の再構築、通貨の安定化、輸入に対する継続的支払いを行うことが可能となる。IMFはスタンバイ融資や拡大信用

³ この報告書という年度は、IMFの会計年度を意味する。IMFの会計年度は5月1日～4月30日であり、この報告書は、2004年5月1日から2005年4月30日の間を網羅する。2000年度～2004年度の報告書は、IMFのURL: www.imf.org において閲覧可能である。

供与など様々な形態により、加盟国に対して支援を提供している。また、貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）を通じた特別支援や、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブによる債務救済にも取り組んでいる。

技術支援とは、加盟国における人的・組織的能力の強化、効果的なマクロ経済及び構造的政策の策定・実施を支援する目的でIMFが提供する専門知識及び研修である。技術支援は、財政政策・運営、金融政策や財政システム、マクロ経済統計、及び金融統計などの広範な分野に提供される。IMFによる技術支援の中心的分野については、後述のBox1に

示すリストを参照願いたい⁴。

IMFの技術支援：需要と供給

IMFの技術支援は、1960年代はじめにアフリカとアジアの新興独立国の要請を受けて実施したのが最初である。1980年代半ばまでに、技術支援に投入される資源はほぼ2倍になった。さらに、IMFの加盟国の増加と世界中の多くの国が市場経済へ移行するのに伴い、IMFの技術支援活動は1990年代初めに

⁴ IMFの活動に関するさらに詳しい情報については、URL: www.imf.org を参照。

Box 1： IMFの技術支援における中心的分野

財政政策及び管理

租税政策
租税及び関税行政
歳出政策
予算編成及び歳出管理
財政管理
財政の地方分権

マクロ経済統計及び金融統計

複数部門の統計
国際収支及び対外債務統計
政府財務統計
通貨・金融統計

国民経済計算及び物価統計

データ公表基準

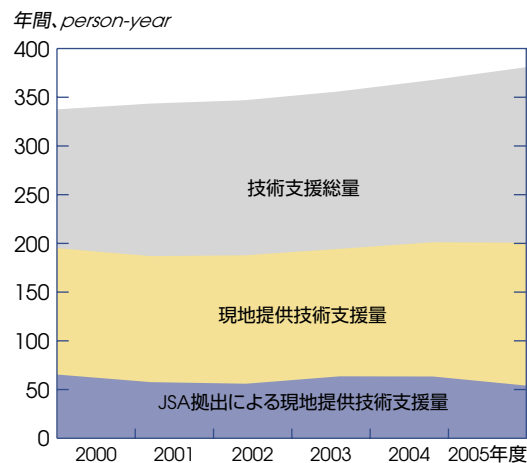
金融政策及び金融システム

中央銀行業務及び通貨体制
通貨及び為替政策の運用、公的債務の管理
通貨、国債及び外国為替市場に特に重点を置いた金融市場開発
為替システム及び通貨交換性
決済システム
銀行監督及び規制
銀行再編及び銀行のセーフティネットの整備

急速に拡大するに至った。1990年代末には、経済危機の影響を受けた国に対して相当の技術支援の資源を拠出する必要性が生じたため、その需要はさらに高まった。これに加えて、近年では、紛争や混乱状況から脱した国に対し、迅速な政策アドバイスや政府機能の整備に対する支援を提供するために、IMFは多くの重要な取り組みを進めてきた。2005年度には、IMFは年間380 person-year⁵を技術支援に投入しているが、これは2004年度より4%増加しており、10年前と比較すると80 person-year以上の増加となる。2000年度から2005年度の間のIMFによる技術支援の推移は、図1に示すとおりである。

過去4、5年の間、IMFの技術支援プログラムは、多くの新たなイニシアティブに応じることが求められ、これらは、IMFの資金に対する需要を全体的に変えるものであった。このようなイニシアティブの一環として、IMFの資金は各国における、マネーロンダリング対策及びテロ資金対策（AML／CFT）に向けた能力強化への取り組み、金融、財政及び統計の管理に関する国際的な基準・規範の採用及び遵守、あるいは低所得国における貧困削減策の策定・実施、重債務貧困国（HIPC）における債務削減プログラムの策定・

図1 IMFによる技術支援の推移
(2000年度～2005年度)



運営、貧困削減のための支出を効果的に追跡するための歳出管理強化などの支援に充てられてきた。

これらの需要と必要性の高まりにかんがみ、最近、IMFでは、コアの領域である財政問題、通貨・金融システム、マクロ経済統計の分野、そして主なプログラムの領域である通貨危機の予防、債務救済と貧困削減、マクロ経済の安定確保、危機後の管理、地域における機能強化に対する技術支援を優先的に行っている。

技術支援は様々な形態で実施される。IMFがスタッフを加盟国に派遣し、特定の問題について政府関係者に助言を行う形態のほか、短期・長期専門家を派遣する場合もある。研修は、IMF研修所がIMF本部の他の部局と共同で、各受益国や地域研修機関⁶において実施する。1993年以降、IMFが地域技術支援センターを通じて行っている技術支援は、

⁵ 本報告においては、person-yearは、IMFのスタッフ及び専門家が技術支援活動に費やす時間を表す。

⁶ IMFが他のドナー及びホスト国政府と共同スポンサーになっている地域研修機関／プログラムは次の6件である：オーストリアのウィーン合同機関、シンガポールのIMFシンガポール地域研修所、アラブ首長国連邦におけるIMF－アラブ通貨基金地域研修プログラム、暫定的にチュニジアに置かれているアフリカ合同機関、中国・大連における中国－IMF合同研修プログラム、ブラジルのラテンアメリカ合同地域研修センター。

全体に占める割合は低いが、徐々に増加している。2004年10月には、レバノンのベイルートに中東地域技術支援センター（METAC）が開設され、現在、計5カ所の地域技術支援センターが機能している⁷。

IMFの加盟国に対する技術支援は、主にIMF独自の財源で行なわれるが、二国間ベースあるいは国際機関を通じたマルチベースの外部資金でもまかなわれている。IMFは現在、技術支援（TA）活動に年間事務経費の約25%を費やしている。このうち、およそ50%がIMFミッションまたは専門家の派遣によって現地で提供されるTAに使われており、残余の部分はワシントンDCにあるIMF本部での技術支援に関連した活動に充てられている。

2005年度においては、二国間ベースあるいは国際機関を通じたマルチベースでの外部資金は技術支援活動資金総額の26%を占め、現地で実施される経費の2分の1を超えている。近年二国間ベースあるいは国際機関を通じたマルチベースの資金提供がかなり増加しているが、依然として日本は外部資金の最大拠出国である。2005年度におけるJSAの拠出は、IMFの技術支援全体の14%、現地において提供される支援の27%、外部資金全体の54%を占めている。2000年度から2005年度までのIMFの現地実施技術支援に占める日

⁷ 5カ所の地域技術支援センターとは、2カ所のアフリカ地域技術センター（タンザニアのダルエスサラームを拠点とする東AFRITAC、マリ共和国のバマコを拠点とする西AFRITAC）、バルバドスのブリッジタウンを拠点とするカリブ地域技術支援センター（CARTAC）、レバノンのベイルートを拠点とする中東地域技術支援センター（METAC）、フィジーのスバを拠点とする太平洋金融技術協力センター（PFTAC）である。

本からの拠出（JSA）の割合は図2のとおりである。

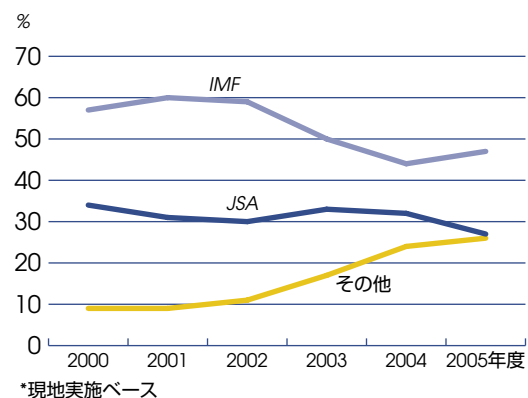
特定活動にかかる日本管理勘定（JSA）

JSAが支援する活動—技術支援、アジア太平洋地域事務所、奨学金プログラム

1990年以来、IMFは加盟国に対する技術支援のサポートのため、日本からグラント（贈与）による支援を受けている。1997年には、東京に設置されたアジア太平洋地域事務所を通じて行うアジア・太平洋地域におけるIMFの活動を支援できるよう、管理勘定の対象が拡大された。

アジア太平洋地域事務所の任務には、日本とIMFの協調を通じてアジア太平洋地域の経済の強化や、APEC、ASEAN、太平洋諸島フォーラムなどの地域の様々なフォーラムへ

図2. IMFの技術支援*に占めるJSAの割合（2000年度～2005年度）



の支援などがある。同事務所は、域内の国々に有益である技術支援活動を担っているが、技術支援の例としては、マクロ経済政策や金融セクター改革に関する会議の実施などがある。同地域事務所は、広報関係のイベントや日本語による出版物の配布を通じて日本及びアジア太平洋地域における国際金融システムの理解を促進することにも寄与している。また事務所は、同地域内の加盟国に対する技術支援活動を担当しており、マクロ経済政策やまた、日本やアジア諸国の有能な人材にIMF職員への応募を働きかけ、さらにインタビューや説明会を通じてIMFの人材募集活動を支援することによって、IMFスタッフにおけるこれらの国からの出身者の増加にも努めている。

また、日本政府は2つの奨学金プログラムにもグラントによる支援を行っている。「博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム」(The Japan-IMF Scholarship Program for Advanced Studies)は1996年に開始され、IMF研修所によって運営されているコースであり、将来、IMFなどの国際金融機関や自国

政府での勤務を希望するアジアのIMF加盟国の国民を対象に、北米の大学院博士課程での研究支援を目的としたものである。

「日本—IMFアジア奨学金プログラム」(The Japan-IMF Scholarship Program for Asia)は、1993年に開始され、アジア、中央アジア及び太平洋地域からの学生を対象にマクロ経済及び関連分野に関する日本の大学院レベルの研究を支援する12カ月あるいは24カ月のコースである。このプログラムは、IMFのアジア太平洋地域事務所が運営している。

拠出額の水準

1990年以降、日本は合計約2億4,400万ドルの拠出を行っており、そのうち、2億2,600万ドルは技術支援プロジェクト及びアジア太平洋地域事務所の活動に、そして1,800万ドルはアジア奨学金プログラムに充てられている。これに加えて、1996年以降、日本は博士号取得のための奨学金プログラムにも約1,300万ドルの貢献を行なっている。1990年度から2005年度までの技術支援、そして2つ

表1. 日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2005年度）

年間、百万米ドル

	1990-2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	合計
JSA	99.5	15.1	24.9	25.5	20.4	19.6	244.1
技術支援 ¹	132.0	13.7	22.6	22.8	17.6	17.1	225.87
アジア奨学金プログラム	6.5	1.4	2.3	2.7	2.7	2.6	18.23
博士号取得のための奨学金プログラム	5.6	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	13.0

¹ アジア太平洋地域事務所の活動に対する支援を含む

の奨学金プログラムへの年間支援額は表1のとおりである。図3は、JSAの下での技術支援に対する年間拠出額の推移を示している。

日本—IMF コンサルテーション

IMFと日本政府は通常、毎年2回にわたってコンサルテーション（年次協議）を行う。正式会合は3月に開催し、IMFと世界銀行が9月に実施する年次総会の前後に準公式会合を開く。会合では、(i)JSAの出資により提供される支援の実効性、(ii)JSAが同年度及び次年度に重点を置く地域・領域、(iii) プロジェクトのコスト見積もり、(iv) 日本のJSAへの拠出見通し、(v) 日本政府とIMFが視察を行う相手国、(vi) 今後起こり得る特別なプロジェクトや問題点が協議される。さらに、IMFの技術支援プログラム全般についても、最近の進捗状況が検討される。

図3. 日本の技術支援に対する年間拠出額
(1990年度～2005年度)



JSAによる技術支援

JSAの資金は、短期及び長期の技術支援専門家の経費と、セミナーやワークショップ実施の経費及びそれに伴う貸室料に充てられ、IMFスタッフの経費（給与、日当、旅費など）に使われることはない。また、JSAの資金が使われる専門家は日本人に限定されていないが、可能な限り日本人専門家の採用も考慮されている。

JSAは世界のすべての地域における技術支援を対象としているが、日本政府は特にアジア・太平洋、中央アジア、中東欧、旧ソ連諸国における技術支援への拠出に重点を置いている。また、日本政府は、IMFの技術支援方針との整合性を図り、経済改革の実施に積極的で、かつ、良好なトラックレコードを築いている国を優先的に支援している。Box 2からBox 6では、IMFの技術支援の主な4分野においてJSAが支援する活動事例のほか、新たに開設された中東地域技術支援センターにおける活動を紹介する。

プロジェクトの申請と承認

JSAの資金支援による技術支援は、IMFの他の技術支援活動と同様、毎年あらかじめ年間計画が策定される。IMFは、各年度のはじめに、その年に検討を予定しているプロジェクトのリストを日本政府に提出する。

その後、個別のプロジェクトの承認申請が月ベースで日本理事室を通じて提出される。

Box 2：コンゴ民主共和国中央銀行の能力強化

2001年、コンゴ民主共和国（DRC）当局は、内戦と経済の失策に阻まれていた経済の安定化及び再建に向けた大規模な経済改革に乗り出した。この改革は、2001年6月から2002年3月までのIMFの監視プログラム（SMP）、及び2002年6月に承認された貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）の合意に基づく3年間にわたるプログラムにおいて実施された。

IMFの通貨金融システム局（MFD）は、為替・金融分野における改革の支援において、複数年技術支援の枠組みに基づき、広範な技術支援（TA）をコンゴ中央銀行（BCC）に提供した。この支援は以下の形態で実施されている：(1) 2名の長期専門家を派遣。外国為替及び会計業務のコンピュータ化政策に関し、BCC総裁に対する総括アドバイザー及び情報技術の専門家を派遣 (2) 中央銀行の様々な業務分野及び補助的業務に対して複数の短期専門家を派遣し、中央銀行の機能を支援 (3) 様々な分野に対するMFDの年次視察を実施。長期専門家の派遣資金は、JSAのグラントにより調達。その他のドナーとしては、世界銀行が銀行再建、ベルギー国立銀行及びカナダ国際開発庁（CIDA）が銀行の組織・業務手法の分野で技術支援を行っている。

IMFやその他のドナーの支援により、MFDの技術支援プログラムが2001年に開始されて以降、BCCの主要な中央銀行業務及び補助的業務の強化が大いに進展している。JSAが出資するIMFの技術支援により、これまでに以下の成果が達成されている。

貨幣発行改革：現在、BCCは各銀行の現金引き出し要請に応じることが可能である。また、高額紙幣の呼称単位を変更するとともに、通貨の予測及び管理のための業務制度を整備し、貨幣の質及び流通量の管理の改善も進めている。

外国為替改革：為替市場が統合され変動相場制が導入された。外国為替に関する規制が緩和され、コンゴ民主共和国（DRC）は国際通貨基金協定第Ⅷ条の義務を受諾した。BCCによる為替市場における外国為替の取引に、オークションのシステムが導入された。このような金融市場調節のための業務システムが実施に

移された。外貨準備高管理分野では、BCCの取引先（correspondents）網の合理化、手順マニュアルの作成が行われ、さらに外国為替部門の再組織化及びフロント／バックオフィス業務のコンピュータ化を通じた組織能力の強化が進められている。

金融オペレーション：2004年、流動性管理体制が導入された。金融商品に関する改革が行われ、窓口再割引（rediscount windows）が2005年初頭に導入された。BCCの資本再注入に関する調査は、近く完了する。

監督：国際基準に従い、南部アフリカ開発共同体（SADC）及び東・南部アフリカ共同市場（COMESA）の地域イニシアティブと一致した新たなプルデンシャル規制（Prudential norms）が策定された。オンサイト検査の年次プログラムも2004年から開始されている。オフサイト検査の正式な実施に向けた取り組みが進められ、取引明細書における問題の調査・フォローアップ制度の整備が進められている。銀行監督部門が再編成され、その主要業務はコンピュータ化されている。

内部監査：監査・検査業務及びリスクベースの監査プログラムを実現するための手法が実施に移された。

マネーロンダリング・テロ資金対策（AML／CFT）：7月、議会がAML/CFT法を採択し、授權法が策定されている。金融情報機関（CENAREF）の設立など、能力・基盤整備の面での必要事項が特定され、今後IMFの支援対象となる見通しである。

このような広範な技術支援が行われているものの、BCCの業務能力は依然不十分である。IMF勧告の実施状況をフォローアップし、新たな問題に対処する短期専門家、及びBCCの情報技術（IT）改革や銀行の業務政策に対する助言を行う長期専門家を派遣する形態による技術支援が、今後数年間は必要である。前者に対する支援は2006年3月に終了し、外貨準備高管理の最新化を目指す改革が進められる予定である。後者に対する支援は、コンゴ人が総括アドバイザーを引き継ぐまで継続される。

Box 3：ベトナム：税務行政の強化

ベトナムは、税務行政改革の実施において目覚ましい進展を遂げている。1999年、段階的な取引高税に代わり、付加価値税（VAT）と特別売上税（SST）が一部の物品に対して導入され、企業収益に関しては、法人所得税の導入による改革が実施された。しかし1990年代末には、多段階方式のVATが途上国におけるグッドプラクティスを大幅に逸脱していた。非石油部門の収入が減少したため、ベトナム政府はIMFに技術支援を要請し、税務行政における改革を通じて問題に対処する姿勢を示した。IMF財政局（FAD）から派遣された技術支援の視察団は、税務システム及び行政の改革において優先して取り組むべき事項として、VAT業務の改善、自己評価システムの試験的導入、コンピュータ化、スタッフ研修及び納税者教育のプログラムの実施などの分野を特定した。

JSAが出資したその後の視察や短期専門家の派遣では上述の分野が重視されたが、その中でも特に自己評価の試験プロジェクトの準備及びその進捗の確認（第Ⅱ段階を含む）、そして最近では税務局（GDT）の戦略的コーポレートビジネスや、改革の行動計画の策定（2005年～2010年）などが重点的に進められている。2004年1月には、3種類の税金すべてに関する法令が改正され、IMF財政局の勧告及び国際的なグッドプラクティスにほぼ一致する内容となった。税務部門の巡回アドバイザーを通じて、JSAの出資による主要な支援が提供されている。

2004年1月、VAT及び法人所得税に対する自己評価が試験的に導入され、2つの省で選出された企業において実施された。2005年1月には、自己評価の第Ⅱ段階が、(1) 試験的に抽出された2カ所の他の納税者、(2) 他省の事務所、(3) 関連するすべての税、にまで拡大された。2007年までには、全国的な自己評価の実施に先立ち、見直しを行う予定である。現状では、試験的導入は5カ所の事務所（ホーチミン、クアンニン省、ハノイ、バリア・ブンタウ省、ドンナイ省）で成功している。新たに、一部の納税者を対象に機能的な構造・業務手順が整備され、徴税業務及び日常業務において大幅な改善が図られている。ベトナム当局は、2005年

10月までに試験的導入をさらに拡大し、ホーチミン市の新規納税者200名及び6カ所の事務所を加え、合計11カ所の試験事務所で8,100名の納税者を対象に実施する計画である。

GDTは改革プログラムの主導権の大部分を掌握しており、2005年5月には、新たな戦略的事業計画（2005年～2010年）が大臣の承認を受けている。政府は、来年度新たに3,500名の職員を採用して今後数年以内にGDT職員を4万2,000名とし、職員全体の5%ないし7%を本部に配置することを承認した。GDTは、改革計画に関連した主要施設の最新化のため、1億5,300万ドルに上る非常に重要な資金プログラム（国家予算による資金）を開始した。改革計画に伴うGDTの情報技術の改善に向けて外部からの提案を取り入れるため、「提案要望書（RFP）」が作成されている。この予算は2億5,300万ドルと推計されている（2005年～2010年）。

いくつかの顕著な問題点が確認されており、自己評価手順の全国レベルにおける完全実施前に対処する必要がある。主な問題は、(1) 現行法が滞納分の税の徴収を妨げており、徴収の促進が必要である (2) 税務局本部における税務行政は、税の種類別ではなく機能別（納税者サービス、還付手続、徴収、監査）に編成すべきである (3) 本部スタッフを増員すべきである (4) 研修及びITの向上が必要である (5) GDTは「最優良」納税者を重視するのをやめ、自己評価の試験の実施において、遵守レベルの低い納税者を増やすべきである。

ベトナム当局は、全国的な自己評価の開始にあたり、FADに対してさらなる支援を要請している。FADは戦略的計画・開発業務に重点を置いた支援を継続し、巡回視察による監督・調整を行う予定である。実施に関する支援の大部分は、行政当局のプロジェクトチームが、既存のドナーからの資金を基に実施する。JSAによる出資は、今後もこのような改革の取り組みに大いに貢献するものである。

Box 4 : コンゴ共和国 : 国家統計システムの再建

コンゴ共和国では、1997年から1999年まで続いた内戦により行政基盤に深刻な被害が生じ、多くの統計資料が失われたが、内戦終了後、統計の整備が徐々に進められている。

当局による統計部門の能力再建のため、IMFはJSAからの資金提供を受け、2001年12月から2004年10月までの間、統計部門の駐在アドバイザーをブラザビルに派遣した（アドバイザーは2004年11月からは、コンゴ共和国及びコンゴ民主共和国の双方を担当）。

駐在専門家は、内戦後の同国において国家統計を作成するにあたっての組織環境に関する評価を最初に重点的に実施し、改善のための作業計画の作成、急を要する統計プロジェクトへの支援、国家経済統計センター（CNSEE）の再建に対する政府職員及びドナーの協力の要請を行った。

2002年5月、IMFは、コンゴ共和国のマクロ経済統計作成システム、特に組織及び法的枠組み、情報源及び手法、並びに公表状況についての評価を行うため、複数部門統計に関する視察を行った。

視察団はその結果を基に、基本的な法的環境を改善し、統計整備のための戦略策定を進める上で優先的に取り組むべき事項を指摘した。視察団は、統計における様々な部門についても勧告し、今後の技術支援の必要性について検討した。駐在の統計アドバイザーは、地元当局と協力し、視察団の勧告の実施に努めた。しかし、コンゴの統計は資源が不足しており、全国レベルのシステムにおける持続的改善に向けた取り組みの障害となっている。大幅な改善のためには、勧告に示された改革に対する当局の強力な支援が必須である。

アドバイザーが主に行うのは、統計整備のための複数年プログラムの策定の支援である。同プログラムは、世界銀行の統計能力育成信託基金の下で開始され、CNSEEが適切な法的基盤、人材、資源、調整能力、自主性を備えた国の統計の主管機関となるための枠組みを提供するものである。同プログラムの実施が、政府における今後の主要課題である。

統計関連法令及び2004年7月に草案が作成された統計整備のための複数年プログラムの採択に向けた手

続が、現在進行中である。国会は、2006年初頭までには、同プログラムに関する審議を終了し、授權立法を通過させる見通しである。

アドバイザーは、IMFの一般データ公表システム（GDDS）への参加に向けた当局の準備に対しても支援を行った。その結果、2003年11月には参加が実現し、コンゴ共和国の統計メタデータがIMFのウェブサイトに公表された。それに伴い、コンゴ当局は、GDDSを国レベルにおける統計整備の枠組みとして使用することの協約を受入れ、改善計画を策定した。これによりIMFなどのドナーは、その支援が最も効果的に活用されているか確認することが可能となった。

資源が不足し統計整備の基盤も非効率的ではあるが、2005年までには統計に関する様々な分野で大幅な進展が確認されている。国民経済計算の整備は何年も遅れているが、当局は、「国民経済計算体系1993」プログラムの実施に着手している。このプログラムは、分析体制（勘定の範囲・分類）、国民経済計算の集計におけるコンピュータ設備の選択・導入（ERETES）及び関連する研修の提供、オンサイト調査における元データの改善を目指すものである。

消費者物価指数（CPI）については、家計の消費に関する全国調査が終了しており、そのデータから国のCPIが作成される見通しである。

鉱工業生産指数、貿易統計、政府財務統計の分野でも改善の成果が現れている。アドバイザーは、税務局長に対しASYCUDA（自動通関処理のシステム）ソフトの使用について支援し、貿易データの改善、及び統計データの集計におけるコンピュータ技術の導入に努めている。

年次統計資料の発行は数年間中断していたが、2004年版の統計資料の作成に対して支援が行われた。政府財務統計の分野では、駐在アドバイザーは、IMFの政府財務統計マニュアル2001に基づく統計データの集計を、政府当局とともに開始した。

IMFは、JSAの支援を受け、統計アドバイザーを地元派遣する形態で、コンゴ共和国に対する技術支援プログラムを継続する意向である。

Box 5：モルジブにおける銀行法の改正

2004年末にインド洋の津波がモルジブを襲うまでの10年間、この島は目覚ましい成長を遂げていた。生産量が平均8%伸び、国民一人当たりの所得もほぼ倍増した。モルジブは資源が限られており、経済は観光と漁業という二大産業に依存している。観光部門が、国の歳入源及び外貨の有力な獲得源である。しかし経済が開放的で多様性が欠如しているため、モルジブは特に外的要因の影響を受けやすい。当局はその点を認識しており、経済における民間部門の役割の強化を進めている。民間部門を発展させるためには、機能性の高い金融システムが不可欠であり、そのため政府は株式市場を整備し、未発達ではあるものの急速に成長している金融部門における金融機関相互の競争を推進するために、様々な方策を講じている。

現在、モルジブ通貨庁（MMA）は、中央銀行としての機能に加え、国内の金融機関に係る規制を施行しているが、金融機関に対して認可、監督、規制を行うことを定めた包括的な法令が整備されていない。銀行監督業務を改善するため、モルジブ政府はIMFの法律局（LEG）に対し、中央銀行、商業銀行、その他の金融機関を統治する法令の強化に対する支援を要請した。LEGはMMAの統治についていくつかの改善点を指摘するとともに、金融関連の法令に関する幅広い枠組みを整備するという長期的目的の下に、国際的な慣行・基準に従った新たな銀行法を策定するため、JSAの出資による短期専門家を派遣した。

プロジェクトでは、2005年春に法律の概要が起案され、政府に提出された。この概要には、

最初にモルジブの金融セクターの評価を行うことが記され、法的枠組みを強化するための代替案が示されていた。また、MMA法を新たな銀行法に改正することが奨励された。2005年6月に実施された視察では、概要に関する協議、モルジブの金融セクターに関する詳細な検討、覚書作成のための情報収集が行われた。この覚書は、視察終了後に政府に提出され、銀行法の草案及び銀行法実施プロジェクトの行動計画において、詳細な内容が加えられた。

専門家による提案にモルジブ政府が同意したのを受けて銀行法の草案が作成され、政府に提出された。新たな銀行法の目的は、銀行システムの安定性及び信頼性の維持、預金者保護、銀行業界の競争を促進し、経済成長への寄与を可能にすることである。特に監督機関であるMMAは、自主性の強化、政治介入を受けずに法令を普及させるための権限の確保、遅滞ない認可の授与、法令実施のためのあらゆる方策の検討を進めることになる。

2005年8月から9月にかけて、銀行法に関する第2回の視察が実施され、当局との間で徹底した協議が行われ、協議の結果は銀行法の最終案に盛り込まれ、政府に提出された。なお実行計画によると、銀行法案は2006年中に議会に提出され、立法化される予定である。JSAの支援を受け、この法律が今後もモルジブにおける金融機関の組織整備にさらに寄与することが期待される。

Box 6：中東地域技術支援センター（METAC）

2004年10月、IMFの中東地域技術支援センター（METAC）がレバノンのベイルートに開設された。同センターは、域内の10のIMF加盟国・地域（アフガニスタン、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、リビア、スーダン、シリア、西岸ガザ地区、イエメン）に対して技術支援や研修を提供し、マクロ経済運営及び財政管理能力の強化を支援することを目的としている。METACは、紛争終結国が取り組むマクロ経済における安定性の回復のほか、財政担当部局、中央銀行、国の統計機関、規制当局などの主要機関の機能整備に対する支援を優先的に行うものである。METACは、アフリカ、カリブ海地域、太平洋地域におけるIMFの地域技術センターをモデルとしており、IMFと、多国間及び日本（日本からの支援はJSAを通じて提供される）などとの二国間協力を基に運営される。METACの事務所や職員は、レバノン政府から提供されている。

IMFの他の地域センターと同様に、METACのスタッフは、IMFのコーディネーター、駐在の専門家チームで構成される。これらの専門家は域内において、歳出管理、歳入管理、銀行再編、銀行監督、複数部門統計などの分野に

ついて助言や研修を提供している。駐在専門家については、特定の分野に関して助言や研修を提供する契約で派遣されている短期専門家からの要請に応じて、さらに補充される。センターの業務は、加盟国、ドナー及びIMFの代表から成る運営委員会が主導する。

他の地域技術支援センターでの経験から、技術支援に関するニーズに地域レベルでアプローチし、特定することにより、受益国の主導権や関与が強化され、技術支援の資源の効率的活用が促進されると共に、説明責任が果たされることが明らかである。このような資源を直接現地に投入することにより、IMFのスタッフが現地のニーズにさらに精通し、柔軟でタイムリーな対応が可能となる。同時に能力開発のための持続的な支援を提供することもできる。地域ベースのアプローチでは、地域の調和及び統合などに関する課題についても、フォローアップを行い、継続性や長期にわたる一貫性を確保することが可能である。METACが中東地域に設置され、他の地域機関や技術支援の提供機関と緊密な協力関係が構築されることによってドナー間の調整が進み、域内における経済政策がより効率的に実施されることが期待される。

技術支援の要請は、まず加盟国政府から出され、関係するIMFの技術支援担当部局と地域局で慎重に検討される。その要請がIMFの技術支援プログラムの主要任務に該当する場合、あるいは優先基準を満たしている場合

は、プロジェクト提案書が作成される。この厳格な審査の後、IMFの技術支援管理室（OTM）は申請をJSAのガイドラインに照らして検討する。その後、この承認申請は日本政府の検討に付される。

プロジェクトの評価及び審査

プロジェクトの完了から4週間以内に、IMFはプロジェクトに対する評価報告書を日本政府に提出する。プロジェクト期間延長の要請をする場合も必ず、この報告書の提出が要求される。この評価に際しては、技術支援の供与を受けた機関が質問票に記入する形式で審査を実施する。この審査の結果についてはIMFが検討し、また日本政府にも提出される。

また、毎年、日本とIMFの合同ミッションが2～3カ国を訪問し、JSAプロジェクトの現地視察を行っている。これらの視察の目的は、JSAの拠出金が現地でどのように活用されているか、日本政府当局が直接見聞する機会を提供することにある。参加者は視察の期間中、JSAの支援により派遣されている専門家の業務に対する受益側の評価を査定する。また、視察においては、当局が支援を有効活用しているか、あるいは技術支援が改革プロセスに貢献しているかという点についても確認する。

コミットメントとデイスパースメント

1993年度から2005年度におけるJSAによる技術支援に対する累積コミットメントは1,421プロジェクト、1億9,500万ドルに達し、そのうち、1億8,200万ドル以上がデイスパースされている。2005年度のみで見ると、119

⁸ 専門家の契約や派遣、経費の支払いなどに時間を要するため、コミットメントとデイスパースメントには時間的なずれが生じる。JSAの技術支援プロジェクトの期間は通常6カ月から1年である。

プロジェクトに1,740万ドルがコミットされている⁸。表2及び図4には、1993年度から2005年度までに承認された技術支援プロジェクトのコミットメント、デイスパース額及び件数が示されている。また2005年度に承認されたプロジェクトの概要については添付資料1のとおりである。

地域別の資金配分

これまで、IMF加盟国のうち123カ国及び13の地域組織・研修機関がJSAによる技術支援を受けている。アジア・太平洋、東欧、中央アジアの諸国及び旧ソ連の体制移行国に対して1993年度～2005年度に承認されたJSAによる技術支援の総額は約1億500万ドルで、これは同時期に承認された技術支援の54%を占めている⁹。これに次いでアフリカ諸国が大きなシェアを占めており、合計で約4,400万ドル、同時期の総承認案件の約23%を占める。残余の部分は、6%が中・西欧、5%がラテンアメリカとカリブ海諸国、4%が中東、そして8%が複数地域にわたるプロジェクトである¹⁰。

⁹ これは、JSAの出資ガイドラインに基づき、これらの地域の国に対する支援が優先的に行われていることの現れである。現行のガイドラインでは、アジア、中央アジア、太平洋地域に対して支援の50%、旧ソ連邦の経済移行国（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、グルジア、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ロシア、ウクライナ）に対して10%を充当するとの目標が設定されている。

¹⁰ 複数地域にわたるプロジェクトとは、受益対象となる地域が1つ以上のものをいう。これらのプロジェクトについては添付資料1を参照。

表2. JSAの年間のコミットメントとディスバースメント(1993年度~2005年度)

	コミットされた プロジェクトの件数	コミット額 (百万米ドル)	ディスバース額 (百万米ドル)
1993	68	5.7	2.9
1994	98	8.8	7.1
1995	143	13.1	12.2
1996	128	15.1	13.9
1997	116	14.5	15.5
1998	96	13.6	10.8
1999	112	20.7	16.8
2000	106	17.3	18.5
2001	110	16.4	15.7
2002	103	16.7	14.6
2003	108	17.3	16.3
2004	114	18.2	19.4
2005	119	17.4	18.9
合計	1,421	194.9	182.7

2005年度の配分は次のとおりである。アジア太平洋地域—760万ドル（44%）、アフリカー—480万ドル（27.0%）、複数地域にわたるプロジェクト170万ドル（10%）、中東120万ドル（7%）、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国—90万ドル（5%）、中・西欧—70万ドル（4%）、東欧、中央アジア及び旧ソ連邦各国—60万ドル（3%）、である。表3は、地域別の年間及び累積のコミット額をドルベースで示したものである。また、図5と図6は、1993年度～2005年度と2005年度の地域別配分の割合を示したものである。

図4. JSAの年間コミットメント額とディスバース額（1993年度～2005年度）

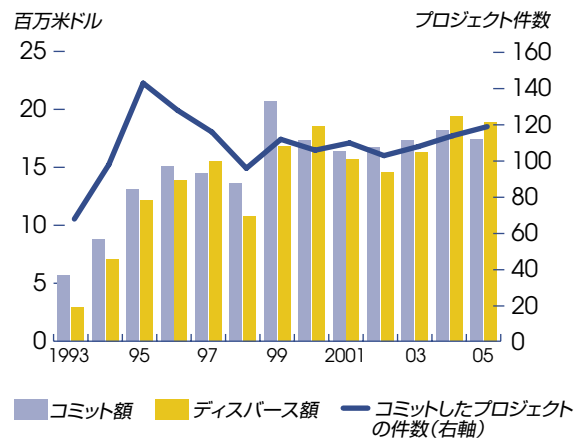


表3. JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2005年度）

（百万米ドル）

	1993-2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	1993-2005 年度 合計 %	
アフリカ	20.7	4.1	4.8	4.9	5.1	4.8	44.3	23
アジア・太平洋	37.1	4.7	6.2	6.6	7.0	7.6	69.3	36
西、中央ヨーロッパ	6.0	1.4	1.6	1.2	1.0	0.7	11.9	6
東欧、中央アジア	28.2	2.7	1.4	1.5	1.4	0.6	35.8	18
中東	2.5	0.7	0.4	1.1	1.6	1.2	7.4	4
ラ米、カリブ海諸国	6.9	1.1	0.6	0.6	0.6	0.9	10.6	5
複数地域	6.8	1.8	1.7	1.3	1.6	1.7	14.8	8
合計	108.1	16.4	16.7	17.3	18.2	17.4	194.2	100

2005年度においては、JSA資金は、IMFプログラムの主な4分野である低所得国における持続可能な債務救済及び貧困削減計画の実施、中所得国及び移行経済国におけるマクロ経済及び金融セクターの安定性の維持、紛争

終結地域における基本的な経済・金融機関の回復支援、そして地域における能力育成の取り組み（地域技術支援センターへの支援を含む）、に対してほぼ均等に配分された。

図5. JSAによる技術支援の地域別配分（1993年度～2005年度）

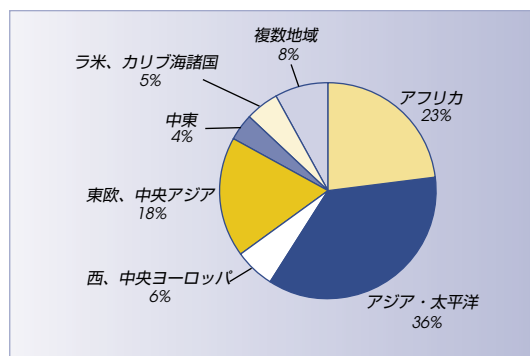
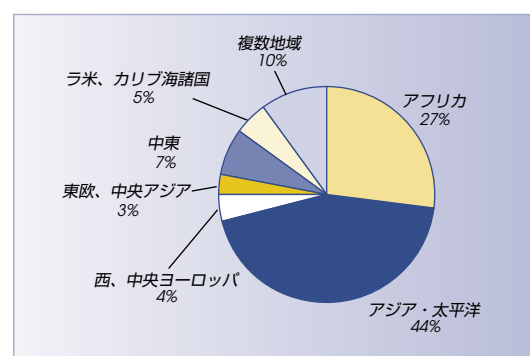


図6. JSAによる技術支援の地域別配分（2005年度）



2005年度における受益国・機関の上位10位には、紛争終結国が5カ国（カンボジア、コンゴ民主共和国、コソボ、スリランカ、東チモール）、及び中東、太平洋、西アフリカの地域技術支援センターが含まれる。表4は1993年度から2005年度の間、及び2005年度にJSAによる支援を受けた国あるいは機関の上位10位までを示したものである。

分野別の資金配分

2005年度において、IMFは技術支援活動におよそ380 person-yearのスタッフと専門家を投入したが、これは前年度と比較し

て4%の増加である。IMFの主要な機能局別に見た技術支援の資金配分は、通貨金融システム局（以前の金融為替局）が33%、財政局が26%、統計局が14%、法律局が6%であった。

分野別のJSA資金のコミットメントの配分は、概してIMF全体の分野別資金配分の傾向を反映している。2005年度における技術支援に対するJSAコミットメントの配分は、通貨金融システム局—660万ドル（38%）、財政局—430万ドル（25%）、統計局—280万ドル（16%）、法律局—120万ドル（7%）である。2005年度においては、財政及び法務分野におけるJSA資金のコミットメントは前

表4. JSAによる技術支援の受益国・機関(上位10位)(1993年度～2005年度)
(コミットメント額の降順)

1993～2005年度	2005年度
ロシア	カンボジア
インドネシア	太平洋金融技術支援センター (PFTAC)
太平洋金融技術支援センター (PFTAC)	東チモール
ウクライナ	中東地域技術支援センター (METAC)
東チモール	ベトナム
カンボジア	コンゴ民主共和国
中国	西アフリカ地域技術支援センター
モンゴル	スリランカ
キルギス共和国	中国
ルワンダ	コソボ

年度とはほぼ同水準であったが、通貨・金融システム及びマクロ経済統計分野に対するコミットメントはわずかに減少した。新たに設置された国際資本市場局¹¹による技術支援に対して、約50万ドルがコミットされた。表5は分野別の年間配分をドルベースで表したものである。また、図7と図8は、1993年度～2005年度及び2005年度における分野別の配分を示したものである。

2005年度における、上述の中心的分野の各項目に対するJSA資金の配分は、2004年度の配分とおおむね一致しているが、決済・会計システム、税務・関税行政、国民経済計算

¹¹ IMFの国際資本市場局（ICM）は、2002年度に設置された。

及び物価統計、データ公表基準の強化に対する技術支援コミットメントは相対的に増加している。通貨・金融システムの分野においては、JSAの資金は、銀行及び金融セクターの監督に48%、中央銀行業務に25%、金融政策とその実施に17%、そして決済・会計システムの強化に9%がコミットされている。財政の分野では、税務・関税行政の強化に55%、歳出管理に45%がコミットされている。また、マクロ経済統計の分野では、JSAの資金は、一般データ公表システムに関連する支援などに40%、複数部門統計に39%、国民経済計算及び物価統計に8%、国際収支統計に7%、通貨・金融統計に6%がコミットされている。法務分野においては、AML／CFTのための技術支援に56%、中央銀行及び金融セクター関連法令の整備に32%、税務・関税関連法令の整備に12%がコミットされている。

表5. JSAの分野別コミットメント（1993年度～2005年度）

（百万米ドル）

	1993-2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	1993-2005	
							合計	%
財政	31.4	4.7	4.7	3.3	4.3	4.3	52.6	27
通貨・金融システム	41.6	6.5	6.6	6.7	6.9	6.6	74.8	38
マクロ経済統計	16.8	2.7	2.7	3.7	3.3	2.8	32.1	17
研修	12.6	1.9	2.1	2.1	2.2	2.0	22.8	12
法務	1.6	0.1	0.2	1.2	1.2	1.2	5.6	3
その他	4.1	0.6	0.5	0.3	0.2	0.6	6.3	3
合計	108.1	16.4	16.7	17.3	18.2	17.4	194.2	100

図7. JSAによる技術支援の分野別配分
(1993年度～2005年度)

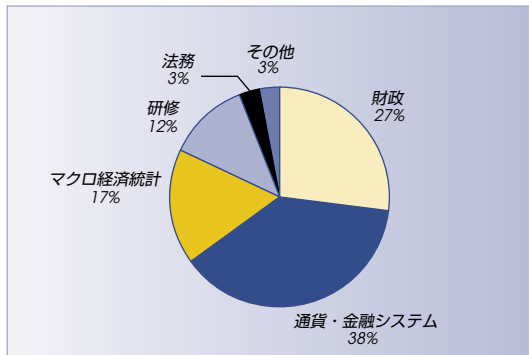
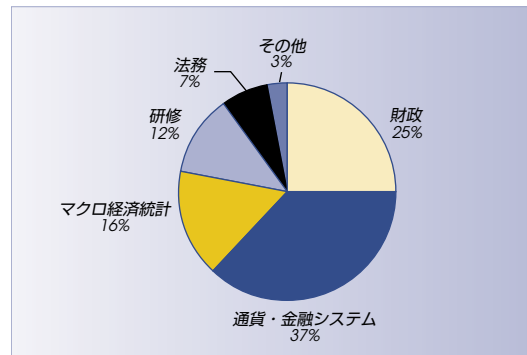


図8. JSAによる技術支援の分野別配分
(2005年度)



JSA で支援されたプロジェクトの実効性

1996年以來、JSAの資金が使われた技術支援活動の実効性を調査するために、日本とIMFは合同で11回の視察を行った。この視察では、アフリカ、アジア太平洋、中央アジア、中東欧、の17カ国及びシンガポール、ウィーンの両研修所、太平洋金融技術支援センター（PFTAC）を訪問した。この視察の結果、JSAによる技術支援が、IMFの主要任務との関連性及び整合性が高く、系統立てて実施されていること、また、JSAによって支援された専門家が受益国政府の重要な機能の構築に中心的な役割を果たしていることを言及する政府もいくつかみられるなど、総じて高い評価を得ていることがわかった。視察チームは、JSAによって支援されたトレーニングやセミナーが高い注目を集め、焦点が絞られており、また参加者に高く評価されていると報告している。視察の結果については、添付資料2にまとめられている。

2000年時点で、受益国当局は終了したJSAによるプロジェクトについて評価するよう求められている。質問票は、支援内容の妥当性・適切性、専門家の質及び経験に対する当局の見解を問うものである。さらに質問票には、専門家とカウンターパートの協力関係、改革に関する助言の有益性、技術移転に関する関心の程度、IMF本部による監督状況に関する項目が設けられている。当局による全般的満足度を調べるため、派遣全般に対する評価についても回答を求めている。

2000年以降、89のプロジェクトについて、支援をうけた当局から105件の質問票が提出されている。全体的には、受益当局はJSAが資金援助する技術支援プロジェクトの実効性について、非常に肯定的に評価している。図9に見られるように、回答者の58%は派遣全般について非常に満足しており、さらに40%の回答者も満足であると答えている。これらの評価については、添付資料3において詳しく説明する。

奨学金プログラム

アジアのための日本－IMF奨学金プログラム

アジアに対する日本－IMF奨学金プログラムは、日本国内の優れた大学においてマクロ経済学やその関連分野についての大学院レベルの研究を支援するプログラムである。このプログラムの目的は、東・中央アジア及び太平洋地域の中央銀行、財務省、経済企画関係省庁の将来有望な若い職員を対象に、教育機会の提供を通じて、移行経済における行政組織の能力強化に寄与することにある¹²。

JSAによって支援されているこのプログラムは、年間最大55名に奨学金を支給するも

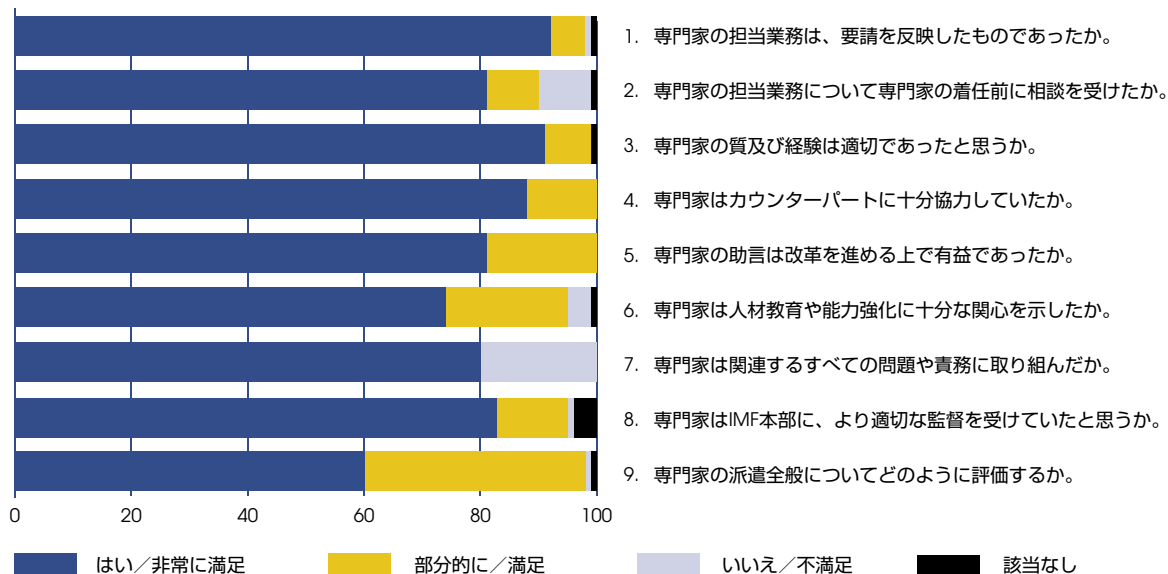
のであるが、実際の奨学生数は応募者数に応じて決定される。2004学年度には新たに31名に奨学金が支給され、同プログラムにより日本で履修中の奨学生は、総勢48名となっている¹³。この奨学金プログラムには2つの形態があり、4つの参加大学のいずれかで

¹² 奨学生プログラムが対象としている国は、カンボジア、中国、インドネシア、カザフスタン、キルギス、ラオス、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、タジキスタン、タイ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム及び太平洋島嶼国である。域内における他の加盟国からの応募者については、ケースバイケースで判断している。

¹³ アジアのための日本－IMF奨学金プログラムでは、学年度は10月1日から9月30日を表す。したがって、2004学年度は、2004年10月1日から2005年9月30日までの期間である。

図9. 技術支援プロジェクトの評価結果

(100件の回答における比率)



奨学金プログラム

特別に企画された大学院修士コースを履修する「パートナーシップ・トラック」と¹⁴、日本の優れた大学でマクロ経済学または関連する分野の修士及び博士レベルのプログラムを既に履修している人に対して提供される「オープン・トラック」という制度がある。いずれのプログラムも、現在は、東京にあるアジア太平洋地域事務所が担当している。

1993年に最初の学生がこのプログラムに参加して以降、これまでに全体で311名が奨学金の支給を受け、2003学年度末までに206名が各大学院を修了予定である。表6は奨学生の国籍別、出身機関別の状況である。奨学生の多くは、このプログラムによる履修、及びその修了後の進路に非常に満足している。多くの奨学生が、所属する政府機関において昇進を果たし、政策の推進に直接的に関与している。



2004年12月13日から16日までの間、セネガルのダカールで開催された総合金融情報システムに関するAFRITACのセミナー



中国・大連の国際会議・研修センターは、2004年5月に開業し、中国—IMF合同研修プログラムの実施会場となっている。

¹⁴ 政策研究大学院大学（GRIPS）、一橋大学、国際大学、横浜国立大学

表6. アジアのための日本—IMF奨学金プログラム…国別、出身機関別構成(1993年～2004年)

奨学生の出身国	合計	%	奨学生の出身機関	合計	%
ベトナム	57	18	中央銀行	138	44
中国	55	18	財務省	72	23
ウズベキスタン	35	11	統計局	17	5
モンゴル	30	10	経済関係省	16	5
ミャンマー	28	10	政府系貿易・投資銀行	10	3
キルギス	27	9	貿易省	7	2
カンボジア	24	8	税務当局	4	1
カザフスタン	23	7	その他	47	15
タジキスタン	8	3	合計	311	
インドネシア	8	3			
ラオス	7	2			
フィリピン	5	2			
タイ	2	1			
トルクメニスタン	2	1			
合計	311				

注：パーセントは概数のため、合計は100にならない。

博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム

日本政府は、上述の奨学金プログラムに加えて、将来、出身国政府やIMFなど国際機関への就職のため、北米の主要大学で経済学博士課程での研究を希望するアジア国籍の有資格者に対する奨学金プログラムにも資金支援を行なっている。このプログラムでは、研究の最初の2年間にかかる妥当と思われる費用をまかなうことにしており、残りの研究期間については、奨学生が各自負担するものとしている。

博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラムはIMF研修所が運営し、1996-1997

学年度¹⁵に、経済学において博士号の取得を目指す9名の奨学生で始まった。以後毎年、経済学の分野で優れた北米の大学への入学を認められたアジア出身の15名の学生がこの奨学金を受けている。

これまでに合計48名の奨学生が経済学において博士号を取得し、そのうち7名がIMFのスタッフに加わった。3名の奨学生がIMFのエコノミスト・プログラムとして採用されたが、これは課程を修了した後にIMFにエ

¹⁵ 博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラムでは、学年度は8月1日から7月31日を表す。したがって、2004学年度は、2004年8月1日から2005年7月31日までの期間である。

奨学金プログラム

コノミストとして入るための主要な道である。さらに、奨学生のうち1名は、博士課程を修了し、IMFの独立評価機関にコンサルタントとして勤務している。表7は、この奨学金プログラム開始時からの奨学生の国別分布を示している。表8は、奨学生が就学している大学、及び各大学における現在までの奨学生数を示している。

この奨学金プログラムへの応募者は年々増加しており、過去3年間には毎年100名を超える応募があった。応募者の質についても、学業成績及び大学院の試験結果のいずれにおいても当初に比べて高くなっている。奨学金プログラムに参加するにあたって、奨学生は優れた成績と高い学術水準を維持することが求められる。このプログラムの学術水準の高さは、現在では広く知られており、アジアや北米の多くの著名大学では、大学院生に応募を奨励している。

年1回、ワシントンDCのIMFでオリエンテーション・プログラムが行なわれ、そこで新しい奨学生にIMFの活動について知ってもらうとともに、研究を始める前に他の奨学生と接する機会を提供している。研究の3年目の終了時点には、奨学生はIMFでの夏季インターンシップを完了することが求められている。インターシップの間、奨学生はIMFの各局において経験を積んだエコノミストの監督下、リサーチプロジェクトや専門的な業務に取り組む。これまでに基準を満たしたすべての奨学生がこのインターンシップを終了している。



METACスタッフ。左から、オリバー・ベノン歳入管理アドバイザー、リタ・ファドウル事務アシスタント、マーク・アヘロン歳出管理アドバイザー、ザッカ・ファルハト事務所責任者、ジャック・ロウベルト銀行再建アドバイザー、モナ・デミアン事務アシスタント、サミ・ゲアターセンター調整員、サビア・アルハルビ複数部門統計アドバイザー、ファディ・メレツ補助スタッフ。



2005年4月11日から22日までの間、フィジーのスバで開催された国際収支及び国際投資環境に関するPFTAC地域研修コース

表7. 博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム…奨学生の出身国／地域構成
(1996年～2004年プログラム)

	奨学生数										
国名	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	1996～2004年 合計	%
バングラデシュ	0	0	2	0	1	1	1	0	0	5	3.8
中国（香港を含む）	2	5	2	4	2	2	1	1	1	20	15.4
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1.5
日本	3	7	7	7	7	7	5	7	7	57	43.8
カザフスタン	0	0	0	0	1	1	1	1	0	4	3.1
韓国	2	3	2	2	2	1	1	1	1	15	11.5
キルギス	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	2.3
マレーシア	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.8
モンゴル	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1.5
フィリピン	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1.5
タジキスタン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.8
タイ	2	1	2	0	0	1	2	0	1	9	6.9
ウズベキスタン	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1.5
ベトナム	0	0	0	1	0	1	2	1	2	7	5.4
合計	9	16	15	15	15	15	15	15	15	130	100

表9は、最初の7期、つまり1996～2002学年度の奨学生の就職状況を示したものである。2004年にIMF研修所では、国際教育研究所の協力を受け、過去の奨学生の就職先を確認し、キャリアパスとその概略について情

報を収集するための追跡調査を実施した。その結果、IMFのエコノミスト・プログラムに応募する割合が増加していることが明らかとなった。この調査は、2006年に再度実施される。

奨学金プログラム

表8. 博士号取得のための日本－IMF 奨学金プログラム…大学別奨学生数（1996年～2004年）

	奨学生数									
大学名	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	合計
米国										
1. ブランドイス大学	1									1
2. ブラウン大学	1	2		1	2	1		1	1	9
3. ボストン大学			1				2		1	4
4. コロンビア大学			2	3	1	1	1		5	13
5. コーネル大学		1	2			1				4
6. デューク大学	2			1	1		1		1	6
7. ジョージタウン大学							1	4	1	6
8. ハーバード大学			1	1					1	3
9. インディアナ大学		1								1
10. ジョンス・ホプキンス大学		1					1	1		3
11. マサチューセッツ工科大学							1			1
12. ニューヨーク大学			1	2		2	1			6
13. ノースウエスタン大学		1								1
14. オハイオ州立大学コロンバス校					2					2
15. スタンフォード大学	1	2	3	1	1	1				9
16. カリフォルニア大学バークレー校						1				1
17. カリフォルニア大学ロサンゼルス校		1	3	1	1	1				7
18. カリフォルニア大学サンディエゴ校		1				1				2
19. シカゴ大学		1	1		1	2	1	2		8
20. メリーランド大学カレッジパーク校					1	1			1	3
21. ミシガン大学アンアーバー校		2	1	2			1	1		7
22. ミネソタ大学ミネアポリス校					1		1	1	1	4
23. ペンシルベニア大学	1			2	3	1	1			8
24. ロチェスター大学	1	1		1				1		4
25. テキサス大学オースティン校							1			1
26. バージニア大学									1	1
27. ワシントン大学シアトル校					1					1
28. ウィスコンシン大学マディソン校		1				1	1	4	1	8
29. ヴァンデルビルト大学	1					1				2
30. エール大学	1	1								2
カナダ										
31. マギル大学									1	1
32. ブリティッシュコロンビア大学							1			1
合計	9	16	15	15	15	15	15	15	15	130

表9. 博士号取得のための日本—IMF 奨学金プログラム…1996年～2002年
プログラム卒業生の就職状況

	1996年	1997年 ¹	1998年	1999年	2000年 ²	2001年	2002年
IMFエコノミスト・プログラム (EP)	0	0	0	4	2	1	0
IMFミッドキャリア・エコノミスト	0	5	0	0	0	0	0
IMFのそ の他の職種	0	0	0	0	1	0	0
その他国際機関	0	0	0	0	0	0	0
政府	1	0	2	0	0	0	0
大学	3	1	5	1	0	1	1
研究活動の継続	0	0	0	1	10	12	12
その他	5	10	8	9	2	1	2
合計	9	16	15	15	15	15	15

¹ 1997年プログラムの卒業生のうち4名は、最初はEPであったが、その後正規のエコノミストになった。1997年の卒業生のうち1名は、ミッドキャリア・エコノミストからスタートした。

² 2000年プログラムの卒業生のうち1名は、2004年にIMFに契約採用 (contractual appointment) となった。



添付資料

2005年度に承認されたJSAによる技術支援のプロジェクト

アフリカ			
受益国	分野	コミット額	内容
アフリカー複数国	金融政策及びオペレーション	\$257,000	長期アドバイザーの任期を延長し、ブルンジ及びルワンダの中央銀行における、金融部門の成長分析及び流動性管理に関する能力強化を支援。
アフリカー複数国	決済システム	\$273,000	地域長期専門家を派遣し、ボツワナ、シエラレオネ及びスワジランド当局による支払・決済システムの改革及び最新化を支援。
アフリカー複数国	歳出管理	\$273,000	ガーナを拠点とする地域長期アドバイザーを派遣し、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ、ガンビアにおける歳出管理、特に支出抑制及び財務報告の改善を支援。
アフリカー複数国	税務行政	\$310,200	地域長期アドバイザーを派遣し、ケニア、タンザニア、ウガンダ、及びその他の東アフリカ諸国の歳入当局による税務行政の構造的改善を支援。所得税とVATの管理の統合、高額納税者事務所の強化、監査・執行手続の整備を実施。
アフリカー複数国	関税行政	\$155,100	地域巡回アドバイザーを派遣し、東アフリカ諸国の関税当局による関税行政の強化・最新化を支援。アドバイザーは、エチオピアでは、関税の改革戦略及び税関業務のオートメーション化、そしてケニア、タンザニア、ウガンダでは、東アフリカ諸国の関税同盟の合意事項を満たすために必要な法制及び手続の改正に重点を置く。

受益国	分野	コミット額	内容
アフリカー複数国	マネーロンダリング 及びテロ資金対策 (AML／CFT)	\$93,750	東部・南部アフリカ反マネーロンダリンググループ (ESAAMLG) 加盟国の司法当局者に対し、AML／CFT法の執行に関するワークショップを開催。テーマは、捜査技術、案件の起訴・裁判の準備、没収、その他の権限など。
アフリカー複数国	AML／CFT	\$93,750	ESAAMLG加盟国の司法当局者に対し、AML／CFT法の施行・執行に関する第2回ワークショップを開催。このワークショップは初回の内容を基に実施し、マネーロンダリングや関連する金融犯罪の捜査・起訴、及び犯罪により得た資金の没収に関する実際の側面について、理解を深める機会の提供を目的とする。
アフリカー複数国	データ公表基準	\$462,100	地域長期アドバイザーの任期を延長し、短期専門家及び研修に対する出資を継続。ポルトガル語圏の4カ国(アンゴラ、カーボベルデ、モザンビーク、サオトメプリンシペ)における、一般データ公表システム (GDDS) を枠組みとして使用するマクロ経済統計の集計・公表能力の開発を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
アフリカー複数国	複数部門統計	\$257,000	長期駐在アドバイザーを派遣し、コンゴ民主共和国及びコンゴ共和国の政府機関が取り組む、経済・財務統計の集計・公表に関わる組織構造の整備、能力の強化、及びGDDSへの参加を支援。
アフリカー複数国	データ公表基準	\$70,000	IMFの特別データ公表基準（SDDS）の潜在的加盟者であるアフリカ各国の26名の参加者に対し、SDDS（IMF加盟国による国際資本市場へのアクセスを可能にする）の詳細な要件について周知を図るための地域セミナーを開催。
アフリカー複数国	ファイナンス・プログラミング政策	\$93,750	中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）に加盟する6カ国及び域内のその他の国からの参加者約30名を対象に、マクロ経済勘定、経済予測技術、マクロ経済・構造問題を扱うコースを開催。
アンゴラ	金融関連法案	\$51,700	短期専門家を派遣し、アンゴラ当局が議会への提出を目指している、国際的なベスト・プラクティスに沿った金融機関関連法案の策定を支援。
ボツワナ	マクロ経済運営及び財政政策	\$129,250	短期専門家を派遣し、ボツワナ銀行におけるインフレ率のモデル化及び予測、並びにその政策立案を活用するための内部能力の開発を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
中央アフリカ共和国	税務行政	\$180,950	短期専門家を派遣し、緊急に必要な税収の増加を達成するために、財務省が優先的に実施する納税における法令遵守の改善策を支援。監査・徴収を強化し、納税者登録及び管理情報システムを改善。
中央アフリカ共和国	歳出管理	\$118,500	長期専門家を派遣し、財務省による予算・財政機能の再建・強化を支援。これらは2000年から2003年にかけて国内の紛争により中断していた。当座の重点事項は予算の分類・編成、資金管理及び予算の執行・管理・報告である。
COBAC— 中部アフリカ 諸国金融委員会	銀行監督	\$136,500	長期アドバイザーの任 期を延長。COBACに加盟する6カ国に対し、規制の改訂、オフサイト監督・オンサイト検査に関するスタッフの研修を通じて、各国における銀行監督業務のさらなる強化を支援。
コンゴ民主共和国	中央銀行業務	\$237,000	情報技術に関する長期専門家を派遣し、コンゴ中央銀行（BCC）による会計業務及び外国為替業務のコンピュータ化を支援。そのためのマスター・プランの作成、ソフトウェアの試験・インストール、新たな処理手続の導入、スタッフの研修を実施。
コンゴ民主共和国	中央銀行業務	\$118,500	コンゴ中央銀行（BCC）に派遣された長期アドバイザーの任期を延長し、中央銀行の主要業務（貨幣発行、金融・外国為替業務、銀行監督）、及び補助的業務（中央銀行の会計、内部監査及び情報技術システム）における能力強化を支援。アドバイザーは、IMFや他のドナーが派遣する専門家の業務の調整を図り、支援を最大限に生かすと同時に取り組みの重複を避ける。

受益国	分野	コミット額	内容
コンゴ民主共和国	歳出管理	\$237,000	長期アドバイザーの任期を延長し、予算・財政当局による予算の編成・執行の改善に対する支援を継続。さらに地方レベルにおける歳出管理能力の回復を支援。
ガボン	不正行為対策	\$70,000	短期専門家を派遣し、不当利得撲滅ガボン国家委員会が取り組む、効果的な財政情報の開示制度の整備を支援。そのために資産申告の分析、整理、ファイリング手法、及び記録保管の行政的側面に関するセミナーを開催。
ケニア	金融関連法案	\$25,850	短期専門家を派遣し、ケニア当局による預金保険に関する法案の再策定、及び預金保護基金委員会の役割強化に必要な関連法案の見直しを支援。さらに同委員会をケニア中央銀行から独立した責任を有する機関にするための取り組みを支援。
MEFMI—東南 アフリカ・マク ロ経済研究所	ファイナンシャル・ プログラミング政策	\$93,750	MEFMIに加盟する10カ国からの参加者に対し、ファイナンシャル・プログラミングに重点を置いたマクロ経済運営、構造調整に関する地域コースを開催。

受益国	分野	コミット額	内容
ルワンダ	中央銀行監督	\$118,500	長期アドバイザーの任期を6カ月延長し、ルワンダ中央銀行による最新の内部監査部門の整備を支援。支援は、内部監査機構に関する戦略の策定及び監査の概念、並びにスタッフ研修（リスクベースの監査、リスク評価、リスクが業務に与える影響）に重点をおいた内容。
ルワンダ	中央銀行監督	\$118,500	ルワンダ中央銀行の長期アドバイザーに対する出資をさらに6カ月継続し、内部監査部門の最新化を完了させる。特に、監査の基本概念、リスクの特定・評価、監査の実施について内部監査担当者に理解させるための支援を実施。
タンザニア	銀行及び中央銀行 関連法案	\$51,700	短期専門家を派遣。タンザニア当局が取り組んでいる、タンザニア銀行法（1995年）及び銀行金融機関法（1991年）の改正を支援。改正の目的は、金融セクターに関する法的枠組みを、ベスト・プラクティス及び国際基準に従ったものとするための改善、最新化の推進である。
WAIFEM— 西アフリカ金融 経済運営研究所	ファイナンシャル・ プログラミング政策	\$93,750	WAIFEM加盟5カ国（ガンビア、ガーナ、リベリア、ナイジェリア及びシエラレオネ）からの約30名の参加者に対し、マクロ経済成長分析、マクロ経済成長を推進するための政策立案に関するセミナーを、ガーナのアクラにおいて2週間にわたり開催。
WAIFEM	ファイナンシャル・ プログラミング政策	\$93,750	WAIFEM加盟5カ国（ガンビア、ガーナ、リベリア、ナイジェリア及びシエラレオネ）からの約30名の参加者に対し、マクロ経済成長分析、マクロ経済成長を推進するための政策立案に関するセミナーを、ナイジェリアのアブジャにおいて2週間にわたり開催。

受益国	分野	コミット額	内容
西アフリカ地域 技術支援センター (AFRITAC)	マイクロファイナンス (小口金融) 監督	\$273,000	西 AFRITAC を拠点とする地域長期専門家の任期を延長し、加盟 10 カ国における小口金融機関 (MFI) の監督強化を支援。規制の改善、スタッフの研修、リスクベースの監督制度及び MFI の業績監視システムを開発。

アジア・太平洋

受益国	分野	コミット額	内容
アジア及び 太平洋諸国	AML / CFT 手法	\$93,750	アジア太平洋地域の金融セクターの監督者を対象に、金融機関による AML / CFT の遵守に関して、監督業務の具体的側面に重点を置いたワークショップを開催。
アジア及び 太平洋諸国	税務行政	\$115,000	アジア太平洋地域の 14 カ国の税務担当者を対象に、高額納税者部門 (LTU) の管理及び高額・多国籍納税者の監査における技術強化を目指す LTU に関する地域セミナーを開催。
アジア及び 太平洋諸国	税務・関税関連法案	\$155,100	短期専門家を派遣し、税務・関税行政の強化・改善に向けた法案策定を支援。法整備を通じて、カンボジア、ラオス、ベトナム、東チモール、トンガにおける税収の増加を図る。

受益国	分野	コミット額	内容
アジア及び太平洋諸国	中央銀行及び中央銀行関連法案	\$258,500	短期専門家を派遣。アジア太平洋地域各国における金融関連法の改善を支援し、これらの法を国際的に認知された基準やベスト・プラクティスに従う内容とする。以下の分野における新法の策定、及び既存の法令の改正についてガイダンスを提供する：中央銀行法、銀行法、その他の金融関連法令（破産法、支払・決済法、預金保険制度など）、中央銀行とその他の金融機関の内部規則。第1回目の支援要請をブータン、モルジブ、ネパール、スリランカから受けている。
アジア及び太平洋諸国	国際収支及び対外債務統計	\$70,000	ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの統計担当者に対し、国際収支及び国際資産負債残高統計に関する地域コースを開催。コースの目的は、国際取引報告制度（ITRS）の使用及び対外債務要綱の厳守による統計精度の向上である。
アジア及び太平洋諸国	データ公表基準	\$70,000	SDDSに対する理解を促進し、詳細な要件を周知させることを目的とする地域コースを、アジア太平洋地域の潜在的なSDDS加盟者を対象に実施。13カ国からの政府関係者約34名、4つの地域機関が参加する予定。
バングラデシュ	中央銀行業務	\$77,550	短期専門家を派遣。バングラデシュ中央銀行が取り組む、金融管理及び対外報告に必要な信頼性の高い金融データの整備に求められる基本的な会計制度改革を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
バングラデシュ	銀行再構築	\$25,850	短期専門家を派遣。バングラデシュ中央銀行が取り組む、国営商業銀行（NCB）4行の再構築の監督、特に民営化に向けた手続の遵守状況の監視における能力強化を支援。
バングラデシュ	金融市場の発達	\$103,400	短期専門家を派遣。バングラデシュ中央銀行（BB）が取り組む、様々な金融機関が国債を取引する証券市場の活性化を支援。支援の重点は、証券市場の監督業務におけるBBの役割の明確化、手形交換・決済制度の確立、市場操作に関するガイドラインの作成。
バングラデシュ	中央銀行業務	\$25,850	短期専門家を派遣し、BBにおけるリスクベースの内部監査の実施、及びスタッフ研修準備のためのスタッフの能力評価、並びにこの分野における開発プログラムの準備を支援。
ブータン	為替法令	\$25,850	短期専門家を派遣し、ブータン王立財政庁による新たな外国為替規制、規則、手続の策定を支援。既存の規制項目の強化、規制構造の最新化、手続の簡素化、将来的な改正に備えた枠組みの整備を実施。

受益国	分野	コミット額	内容
カンボジア	中央銀行業務	\$77,550	短期専門家を派遣し、カンボジア国立銀行（NBC）による内部監査及び内部管理を推進するための戦略プランの実施を支援。支援では、NBCに新たに設置する内部監査部のスタッフに対する研修、内部監査手順マニュアルの作成を実施。
カンボジア	銀行監督	\$25,850	短期専門家を派遣。各銀行が作成するプルデンシャル・レポートに示される金融情報を収集するためのデータベースを整備し、NBCによるオフサイト監督能力の強化を支援。このデータベースは、NBCによる監督業務プログラムの優先順位の決定を容易にするものであり、また、早期警告システムの基盤にもなる。
カンボジア	銀行監督	\$51,700	短期専門家を派遣し、NBCを支援。銀行検査官に対して、銀行検査のあらゆる側面・段階に関する詳細な指示及び職場内研修を提供し、オンサイト検査プログラムの強化を図る。さらに銀行検査官が使用するマニュアルやガイドラインを見直し、改善のための勧告を作成する。
カンボジア	中央銀行業務	\$77,500	短期専門家を派遣し、NBCによる銀行局の業務強化を支援。専門家は、銀行局に関する診断的調査を実施し、その弱点及び非効率な面を指摘。さらにNBCを支援し、銀行部の最新化に向けた戦略プランを策定。

受益国	分野	コミット額	内容
カンボジア	歳出管理	\$240,000	財務担当の長期駐在アドバイザーを派遣し、カンボジア経済財務省による財政改革を支援。新たな勘定科目一覧表の導入、非税収管理のための新たな仕組みの整備、財政業務のコンピュータ化における構想計画の策定を実施。
カンボジア	税務・関税行政	\$387,750	短期専門家を派遣。貧困削減・成長ファシリテイ（PRGF）が支援する技術支援行動計画に基づき実施される改革プログラムに対する、租税局及び関税局の取り組みを支援。税務行政においては、監査及び納税者サービスの改善、情報システムのコンピュータ化に重点を置く。関税行政においては、WTO加盟の要件を満たすことを目指した通関手続の改善、密輸摘発の強化、2005年に全国的に配置予定のコンピュータシステムの整備に重点を置く。
カンボジア	歳出管理	\$237,000	経済財務省に派遣している財務担当長期駐在アドバイザーの任期を延長。この間の支援では、新たな勘定科目一覧表及び予算分類の実施、最終的に単一口座とすることを目標とした政府の銀行口座数の削減、政府の取引における銀行システムの利用の増加、未払い金の削減、財政報告の改善に重点を置く。

受益国	分野	コミット額	内容
カンボジア	複数部門統計 アドバイザー	\$118,500	長期アドバイザーの任期を延長。政府の当該局（国立統計庁、計画省、カンボジア国立銀行、経済財務省）による、国際基準に従ったマクロ経済統計の収集、集計、公表能力の強化に対する支援を継続。改善の優先分野は、対外取引及び直接投資統計、実体部門統計、政府財務統計である。
中国	マネーロンダリング 及びテロ資金対策 (AML／CFT)	\$308,500	巡回専門家を派遣し、中国当局による、国際基準及びベスト・プラクティスに従った健全なAML／CFTの法的・制度的枠組み整備を支援。支援では、AML／CFT法の策定・執行において当局に協力し、機能性の高い金融情報部門を設置。さらに1週間の研修ワークショップを開催。
中国	外国為替・金融オペレーション	\$70,000	中国—IMF合同研修プログラムの一環として、中国人民銀行のスタッフに対して、金融・外国為替オペレーションに関するワークショップを大連で開催。本ワークショップでは、金利の調整、インフレ予測、中央銀行の情報発信（communication）などの金融政策の枠組み強化の重要性について協議。

受益国	分野	コミット額	内容
中国	ファイナンシャル・プログラミング政策	\$50,000	中国—IMF 合同研修プログラムの一環として、ファイナンシャル・プログラミング政策に関するワークショップを大連で開催。コースの目的は、マクロ経済政策及び構造改革に対する参加者の理解の向上を図ることである。
中国	財政・マクロ経済運営	\$50,000	中国—IMF 合同研修プログラムの一環として、マクロ経済運営及び財政問題に関するコースを大連で開催。コースでは、税制、歳出政策、財務管理、社会基盤整備・成長、公営企業の改革・民営化などの財政政策及びマクロ経済運営における重要項目を扱う。
フィジー	金融セクター監督	\$77,550	短期専門家を派遣し、当局が取り組む、保険業界の監督における現状の問題点の評価を支援。最新のオンサイト検査・オフサイト分析手法を導入し、フィジー国立積立基金の業務における潜在的リスクの特定に努める。
インドネシア	中央銀行業務	\$155,100	短期専門家を派遣し、インドネシア中央銀行による支店の再編を支援。支援は以下の4段階で実施：(1)提案されている再編案の要素・原則の確認 (2) 詳細な作業プログラムの策定 (3) 再編の実施 (4) 目的が達成されているか確認するための、フォローアップ評価の実施。
インドネシア	歳出管理	\$51,700	短期専門家を派遣。地域の財務事務所が管理する銀行口座の一本化に関するタイムテーブルを作成し、財務省及びインドネシア中央銀行（BOI）が取り組む、国庫の単一口座システムの整備を支援。地方の財務事務所における支払い手順を整備するための計画の策定、国庫支払の自動化及び報告システムの詳細の決定を進める。

受益国	分野	コミット額	内容
インドネシア	財政管理	\$51,700	短期専門家を派遣し、当局が取り組む政府口座の合理化による最新の財政業務形態の導入、及び国庫単一口座システムの整備を支援。税金の送金・支払い手続を改善し、地域財務事務所を再編。アチェの再建・復興のための津波支援金を配分する財務支払い・会計事務所開設の実現のためにも支援を提供。
ラオス人民民主共和国	銀行監督	\$155,100	短期専門家に対する出資を継続。ラオス中央銀行が取り組む、オンサイト検査・オフサイト監督、関連法令の改正・執行、国営商業銀行の再構築の監督に重点を置いた、銀行の規制及び監督強化を支援。
モルジブ	金融政策及びオペレーション	\$51,700	短期専門家を派遣。モルジブ金融庁（MMA）の流動性予測・管理能力を強化し、より市場ベースの効率的な金融政策が実施できるよう支援。
モンゴル	歳出管理	\$155,100	財政部門の短期専門家に対して、さらに資金を援助。当局が取り組む、機能性の高い国庫単一口座の運営、政府の財務情報システムと新たな財務手続との整合性の確保、必要な財政関連法・規制の立案、財政当局における内部監査・管理の強化を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
ネパール	金融政策及びオペレーション	\$77,550	短期専門家を派遣し、ネパール中央銀行（ネパール・ラストラ銀行）による以下の取り組みを支援：(1)通貨のリザーブターゲットを達成するための金融オペレーション実施能力の開発 (2)金融市場の流動性を監視するための情報システムの整備 (3)財務省との金融・債務管理の調整。
ネパール	中央銀行業務	\$25,850	短期専門家を派遣。国際財政報告基準に従った報告制度の整備に加え、必要なスタッフ養成プランを作成し、ネパール・ラストラ銀行が取り組む会計手続・管理の強化を支援。
ネパール	中央銀行業務	\$51,700	短期専門家を派遣し、ネパール・ラストラ銀行（NRB）による内部監査の強化を支援。機能に関するリスクベースの評価において求められる監査業務の実施、及び必要なスタッフ研修プログラムの計画を進める。
ネパール	金融関連法案	\$25,850	短期専門家を派遣し、ネパール当局を支援。中央銀行が効果的に商業銀行や預金受入れ機関を監視するための法的基盤となる銀行・金融機関法令の最終案を作成。

受益国	分野	コミット額	内容
太平洋島嶼国	データ公表基準	\$358,200	GDDS を枠組みとして使用し、統計システムにおける持続的改善を目指す太平洋地域の GDDS プロジェクトに対する出資を継続。プロジェクトにおける助言の提供や研修は、JSA が出資する PFTAC の経済・金融統計部門の地域アドバイザーが管理。
PFTAC — 太平洋金融技術 支援センター	租税政策及び税務・ 関税行政	\$273,000	フィジーの PFTAC に拠点を置く地域アドバイザーの任期を延長し、加盟国における税制の改革、及び税務・関税行政改革のためのプログラムの実施に対する支援を継続。キリバツ、ソロモン諸島、トンガ、ツバルにおいては VAT の導入・実施、キリバツ、マーシャル諸島、ニウエ、パラオ、ソロモン諸島、トンガ、ツバルにおいては関税情報システムのコンピュータ化、フィジー、キリバツ、パラオ、ソロモン諸島、ツバルにおいては税務・関税に関する法案の再起案を支援。
PFTAC — 太平洋金融技術 支援センター	複数部門統計	\$273,000	PFTAC を拠点とする経済・金融統計部門の地域アドバイザーの任期を延長。加盟国における様々な経済・金融統計の収集、集計、公表に関する能力強化に対する支援を継続。支援は、助言のための視察や研修を通じて行われ、管理、統計整備の基盤、優先順位の設定など、様々な問題を対象とする。
PFTAC — 太平洋金融技術 支援センター	税務行政	\$70,000	太平洋島嶼国税務行政協会第 2 回年次総会に参加する太平洋島嶼国 (PIC) の政府関係者 25 名の費用を負担。同総会は、PIC の税務担当者間の協調・協力関係を促進し、新たな税務行政システムを導入するためのプログラムの実施における問題について、経験の共有、理解の向上を図ることを目的としている。

受益国	分野	コミット額	内容
フィリピン	銀行監督	\$237,000	長期駐在アドバイザーの任期を延長。フィリピン中央銀行銀行による監督能力の強化に対する支援を継続し、リスク重視の調査手法の採用、及び検査専門官養成コースの整備を実施。
フィリピン	国際収支及び 対外債務統計	\$25,850	巡回専門家の任期を延長し、中央銀行が取り組む、2003年度国際基準の遵守に関する報告書の勧告に従った国際収支統計の改善を支援。支援では、交通・貨物輸送サービスの評価研究・調査の開始、直接投資調査の整備、出典が異なるデータの調整などを実施。
スリランカ	金融セクター監督	\$237,000	長期駐在アドバイザーを派遣し、スリランカ保険委員会による国際的なベスト・プラクティスに従った効果的な保険監督制度の導入を支援。支援の対象は、政策・規則整備、生命保険・損害保険の監督、保険仲立業者・代理店の監督、スタッフの研修である。
スリランカ	銀行監督	\$258,500	巡回専門家を派遣し、以下の取り組みを通じて、スリランカ中央銀行の銀行監督機能の強化を支援：(1)既存の銀行システムにおける弱点の特定 (2) 銀行監督を強化するための技術をスタッフに教育 (3) 銀行部門に対するストレステスト実施の枠組みの整備。

受益国	分野	コミット額	内容
STI— シンガポール 地域研修所	マクロ経済分析及び 政策	\$237,000	長期専門家の任期を延長し、マクロ経済運営、統計の方法論、金融セクターの問題、加盟国において最近関心を集めているテーマに関する様々な側面について、STIの後援によるコースやセミナーにおいて研修を実施。
STI— シンガポール 地域研修所	マクロ経済分析及び 政策	\$118,500	長期専門家の任期を延長し、マクロ経済運営、統計の方法論、金融セクターの健全性・透明性、加盟国において最近関心を集めているテーマに関する様々な側面について、STIの後援によるコースやセミナーにおいて研修を実施。
タイ	銀行監督	\$237,000	長期駐在アドバイザーの任期を延長し、タイ中央銀行が取り組む国際的なベスト・プラクティスに従った銀行監督政策・手続の改善に対する支援を継続。アドバイザーは、強化された監督制度の整備・実施、問題のある銀行の監督マニュアルの作成、早期警告システムの整備推進、オフサイト監督の担当者用の資料・マニュアルの改正に重点を置く。
東チモール	中央銀行決済	\$59,250	銀行・決済当局（BPA）決済副部長のアドバイザーの任期を延長。BPAが取り組む、機能性の高い国内決済システムの整備、これらの機能を遂行できる中央銀行の設立準備を支援。費用の2分の1は国連が負担。

受益国	分野	コミット額	内容
東チモール	中央銀行勘定	\$77,550	短期巡回専門家を派遣し、銀行・決済当局長官に対し、石油基金の設立に関連する会計、監査、財務報告問題について助言を提供。
東チモール	中央銀行業務	\$237,000	長期駐在アドバイザーを銀行・決済当局（BPA）長官に対して派遣。アドバイザーは、最近就任したチモール人の長官に対し、中央銀行の広範な業務、及び2005年に実施されるBPAから本格的な中央銀行への移行に必要な準備について支援を提供。
東チモール	中央銀行決済	\$118,500	BPA 決済副部長の長期駐在アドバイザーの任期を6カ月延長。この延長は、特に2005年に予定されているBPAの中央銀行への移行に関して、チモール人の決済副部長を支援するために実施される。
東チモール	銀行監督	\$77,550	巡回専門家を派遣し、BPAの中央銀行への移行に関して、最近就任したチモール人のBPAの監督副部長を支援。支援においては、必要な手続マニュアルを作成。

添付資料 1

受益国	分野	コミット額	内容
東チモール	金融セクター監督	\$51,700	巡回専門家を派遣し、BPAの保険監督業務の整備について監督副部長を支援。保険分野におけるBPAのプルデンシャル規則の整備、手続の文書化、マニュアルの作成を実施。
東チモール	中央銀行組織	\$51,700	組織・人材分野の巡回専門家を派遣。最近就任したチモール人のBPA事務局長に対し、特に2005年に予定されているBPAの中央銀行への移行に伴う管理・人事部の強化の推進を支援。
東チモール	財政管理	\$237,000	駐在の財務アドバイザーを派遣。新たに就任したチモール人の財務長官に対し、支出管理、決済、政府銀行口座の管理、政府会計の維持、財政報告の作成、特に石油基金に統合された石油収入の管理などの重要な機能の遂行について支援を提供。
バヌアツ	金融政策及びオペレーション	\$77,550	巡回専門家を派遣し、バヌアツ準備銀行による金融政策及びオペレーションの強化を支援。そのために短期流動性予測を改善し、準備高管理、外国為替取引の効率化を図る。
ベトナム	銀行規制及び監督	\$77,550	巡回専門家を派遣し、ベトナム国立銀行が取り組む、銀行規制・監督の改善における重要分野に関する診断的調査の実施、及び必要な改革の実施に向けた優先順位を考慮した計画の策定を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
ベトナム	金融政策及びオペレーション	\$232,650	巡回専門家を派遣し、ベトナム国立銀行による以下の取り組みを支援：(1) インフレターゲット制及び完全市場ベースの金融オペレーションを採用する際の必須条件の特定 (2) 指針・実施プランの策定 (3) ベトナムにおけるドル化の進捗及びその金融政策に対する影響の見直し。
ベトナム	税務行政	\$206,800	巡回専門家に対する出資を継続。税務当局による自己評価試験プロジェクトの新たな地域税務事務所への拡大、新たな研修の実施、自己評価のための既存のコンピュータシステムの強化を支援。
ベトナム	税務行政	\$103,400	専門家の任期を4カ月延長し、税務当局及び財務省を支援。税務行政及びベトナムにおけるコンピュータ化の改革に対する資金を調達するためにマルチドナー基金に提出する、資金獲得の戦略的・協力的な改革プランの策定を支援。

中央・西ヨーロッパ

受益国	分野	コミット額	内容
アルバニア	金融政策	\$237,000	長期駐在アドバイザーを派遣し、アルバニア銀行を支援。2007年までに金融政策の枠組みとして、インフレターゲットを採用するための能力強化を図る。支援の重点は、必要とされる組織改革、モデル化や予測システムの整備、インフレターゲット (inflation index target) の設定値の選択、金融政策の広報に関する戦略の立案。

受益国	分野	コミット額	内容
コソボ	中央銀行業務	\$237,000	コソボ銀行・決済当局（BPK）総裁に対する出資を継続し、コソボにおける健全な金融システムの継続的な成長の確保に努める。BPKによる健全な金融制度の維持及び小口支払における銀行の役割の強化を推進し、地元スタッフがBPKの管理部門に就任するための能力育成に対する支援を継続。
コソボ	複数部門統計	\$237,000	長期アドバイザーの任期を延長し、統計庁による国民経済計算統計の作成、及び銀行・決済当局による国際収支統計作成のための能力育成に対する支援を継続。アドバイザーは、特に国際基準に従った統計データの収集、集計、報告システムの立案・整備、及びコースや職場内研修による指導に対して支援を提供。

東ヨーロッパ・中央アジア

受益国	分野	コミット額	内容
アゼルバイジャン	国民経済計算統計	\$51,700	巡回専門家に対する出資を継続し、4半期毎に作成される国民経済計算に使用されるデータソース・技術の改善に関して国家統計委員会を支援。専門家は、この分野について職場内研修を実施。
東欧及び中央アジア複数国	財政管理	\$133,500	ロシア連邦財務省に派遣されている財政担当の長期駐在アドバイザーの任期を延長し、ロシアの財政改革プロジェクト、特に新たな勘定科目一覧表の作成、ファイナンシャル・プランニング及び資金管理システムの構築、金融管理情報システムの構築、発生主義会計の導入を支援。アドバイザーは、アルメニア、キルギス共和国、リトアニアにおいて進行中の財政改革プロジェクトを支援する地域財政アドバイザーとしての役割も果たす。

受益国	分野	コミット額	内容
東欧及び中央 アジア—複数国	歳出管理	\$136,500	地域歳出管理アドバイザーを派遣し、域内各国に対して様々な支援を提供。アルメニアでは、非営利組織の監視のための新たな勘定科目一覧表・制度を導入。アゼルバイジャンでは、石油収入を管理するための新たな予算制度法・規則を執行。グルジアでは、国庫の単一口座を整備し、会計に関する改革プロジェクトを策定。ウズベキスタンでは、財務省の設置を準備し、予算制度法を改正。
東欧及び中央 アジア—複数国	国民経済計算統計	\$70,000	独立国家共同体（CIS）各国からの約30名の参加者に対し、国民経済計算統計に関する2週間にわたる地域セミナーを開催。コースでは、理論面・実践面の双方を取り上げる。このコースは、ロシア中央銀行の協力を受けて企画。
グルジア	銀行監督	\$237,000	長期駐在専門家を派遣し、グルジア銀行が取り組む、銀行部門の成長に合わせたより一層高度な銀行監督業務を実施するための能力開発を支援。支援の重点は、問題のある銀行の監督及びその解決、銀行免許の付与及び認可、預金保険機構の準備。

添付資料 1

受益国	分野	コミット額	内容
モルドバ	物価統計	\$103,400	巡回専門家を派遣し、統計社会局による以下の取り組みを支援：(1)消費者物価指数（CPI）及び生産者物価指数（PPI）の集計に使用されるデータの精度の改善 (2)CPI及びPPIの集計に使用される統計技術の健全性の改善 (3)適宜報告するシステムの整備。
ロシア	予算管理	\$39,500	予算部門のアドバイザーの任期を2カ月延長。2005年の予算編成に関して財務省が段階的に実施する主な改革を支援。新たな予算分類の統合、実績予算編成手法の導入、予算編成手続の合理化(読会の回数を4回から3回に削減)を実施。
ウズベキスタン	歳出管理	\$39,500	長期アドバイザーの任期を2カ月延長。財務省が取り組む、財政改革に必要な規制制度の立案、及び政府財政管理情報システムの仕様の最終決定を支援。

IMF—複数地域

受益国	分野	コミット額	内容
IMF—複数地域	国際収支及び 対外債務統計	\$30,000	世界銀行主催の、各国及び国際機関におけるデータの使用・集計担当者を対象とする送金に関する国際セミナーに参加する、開発途上国の国際収支の担当者の費用を援助。

受益国	分野	コミット額	内容
IMF—複数地域	データ公表基準	\$70,000	証券投資残高共同調査（CPIS）に参加した（またはその潜在的影響力から判断して参加が望まれた）小規模経済・国際金融センター（SEIFiCs）の政府関係者を対象に、3日間のワークショップを開催。ワークショップは、これらの国における証券投資資産の把握、情報収集の改善、及びIMFに適宜報告する体制の整備を目指すものである。
IMF—複数地域	国際資本市場へのアクセス	\$77,550	短期専門家を派遣。アンゴラ、インドネシア、ベトナム当局による、投資家の国際資本市場へのアクセスを改善するための投資家向け情報プログラムの整備を支援。
IMF—複数地域	資本市場の監視	\$259,700	長期専門家及び短期専門家を派遣し、以下の取り組みを支援：(1) 政府によるバランスシートリスクの監視を支援するためのバランスシートリスク指標（BSRI）モデルの整備 (2) 2カ国でモデルを試験的に実施 (3) アジア、ラテンアメリカ、CISの一部の国の政府関係者を対象とするワークショップにおけるモデルの紹介。
IMF—複数地域	マクロ経済運営及び構造調整	\$500,000	IMFのウィーン合同機関における研修プログラムへのアジアからの参加者に対し、出資を継続。参加者の多くは、経済プログラムを履行している国の出身者であるが、これらのプログラムは、マクロ経済運営の改善や市場経済への移行の推進を目指したマクロ経済の不均衡の是正、または構造改革の実施を目的としている。

受益国	分野	コミット額	内容
IMF—複数地域	マクロ経済運営	\$500,000	国際金融情報センター（JCIF）と共同で、アジア及びCIS各国の上級政府職員を対象に、「マクロ経済運営及び日本の経済発展に関するハイレベルセミナー」を開催。

中東

受益国	分野	コミット額	内容
アフガニスタン	複数部門統計	\$237,000	現在カブールに駐在する長期アドバイザーへの出資を継続。中央統計庁、アフガニスタン中央銀行、財務省が取り組む、国際基準に従った基本的なマクロ経済統計を集計・公表するための組織構造及び業務能力の整備・改善を支援。特にこれらの統計に重要なデータソースの整備に重点を置く。
ヨルダン	税務行政	\$103,400	巡回専門家に対する出資を継続し、以下の取り組みを支援：(1)2004年に設置された高額納税者部門の効率的運営の確保 (2)中額納税者事務所の設置準備 (3)小額納税者に関する税務行政の簡素化に向けた計画の策定 (4)機能ベースの総合的な税務局本部設置の完了 (5)管理情報システムの整備。

受益国	分野	コミット額	内容
METAC—中東 地域技術支援 センター	銀行監督	\$273,000	METACに拠点を置く地域長期アドバイザーを派遣。加盟国の銀行監督分野における能力育成すると共に、他の技術支援ニーズを特定し、それに対処する。アドバイザーは、商業銀行に対する認可、オンサイト検査、オフサイト監督、有効な法制度や規制枠組みの整備などの、監督・規制業務に重点を置く。支援は、当該国への視察、及び国内研修や地域ワークショップなどを通じて提供する。地域アドバイザーは、他の短期専門家による支援の促進・調整を図る。
METAC—中東 地域技術支援 センター	税務・関税行政	\$273,000	METACを拠点とする地域長期アドバイザーを派遣し、加盟国による歳入管理改革（税務システム改革、新たな組織編成、管理手続、情報システムの整備など）の計画・実施を支援。加盟国に対する直接的な支援の提供に加え、アドバイザーは、IMFや他の技術支援機関による支援の提供を促進し、これらの取り組みの効果的な調整を図る。
METAC—中東 地域技術支援 センター	資本市場の開拓	\$136,500	長期専門家を派遣し、METAC加盟国における資本市場開拓の強化を支援。当初の支援はリビア、スーダンにおける資産負債管理、リビア、スーダン、イエメンにおける投資環境の整備、リビア、スーダン、イエメンにおける国内資本市場の開拓に対して提供される。

添付資料 1

受益国	分野	コミット額	内容
中東一複数国	マネーロンダリング 及びテロ資金対策 (AML／CFT)	\$50,000	短期専門家を2名派遣し、最近設立されたAML／CFTに関する中東・北アフリカ金融活動作業部会の加盟国による以下の取り組みを支援：(1)AML／CFT法・規則に関する最新の国際基準に対する理解の向上 (2)法案作成、研修の実施、金融情報機関（FIU）設置に関する技術支援ニーズの評価 (3)2005年4月に開催される技術支援フォーラムに先立つ、技術支援質問票の作成。
シリア・アラブ 共和国	銀行監督	\$98,750	長期アドバイザーの任期を5カ月延長し、シリア中央銀行による新たな銀行規則の導入、国際基準に従った新たな会計システムの整備、銀行監督業務に関するスタッフ研修を支援。

西半球			
受益国	分野	コミット額	内容
ベリーズ	銀行監督及び規制	\$118,500	長期駐在アドバイザーを派遣し、ベリーズ中央銀行による銀行監督業務、及びIMFが2003年に実施したオフショア金融センター（OFC）評価で検出された主な弱点の対処に必要な規制の強化を支援。支援は、システミック・リスクの監視、監督責任の強化、プルデンシャル規則の見直し・調整、リスクベースの監督、オフサイト・オンサイト監督、マネーロンダリング（AML）問題、スタッフ研修・確保を対象とする。

受益国	分野	コミット額	内容
CAMC—中米 通貨会議	データ公表基準	\$103,400	短期専門家を派遣。CAMC加盟国に対し、GDDS（及びIMFの公表基準掲示板（DSBB）に載せられたメタデータ）に本格的に参加するための実体経済セクター及び金融セクターのメタデータの整備・確立を支援。専門家は、改善を必要とする分野における行動計画の開始についても支援。
CEMLA— ラテンアメリカ 通貨研究センター	国際収支及び 対外債務統計	\$50,000	ラテンアメリカにおけるSDDS加盟国及びGDDS参加国からの参加者に対し、外貨準備高及び外貨の流動性に関するセミナーを開催。セミナーでは、外貨準備高及び外貨の流動性に関する統計の集計・公表などの理論的原則に対する理解の向上を図り、実際の集計方法や、各国における経験・問題などを議論。
ECCB—東カリブ 中央銀行	金融セクター監督	\$206,800	巡回専門家を派遣。ECCBによる銀行監督のほか、その他金融機関、及び2004年の金融システム安定性評価において推奨されたオフショア金融機関の監督を支援。専門家は、加盟国・地域においてノンバンクやオフショア金融機関の監督を行う機関に対して、監督技能及び監視能力の強化を図るECCBの取り組みについても支援。
ニカラグア	税務行政	\$237,000	長期駐在アドバイザーの任期を延長。ニカラグア歳入局（DGI）による改革プログラムにおける成果の強化（本部機能の再構築、新たな高額納税者部門（LTU）の設置、新たな手続の整備）、及び他の重点分野（電子ファイリング・銀行間の決済システム、新たな納税者特定番号システム、中央データベースによるコンピュータ化された税務行政、監視・実施を補助するコンピュータ化された規格、税務官に関する新たな人材資源政策）の改革の立案・実施を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
西半球一複数国	通貨・金融統計	\$70,000	ラテンアメリカのスペイン語圏の加盟国における当該機関の最高幹部に対し、「通貨・金融統計の集計ガイド」に関するセミナーを開催。セミナーでは、集計ガイドに加え、IMFの通貨・金融統計マニュアル（MFSM）、及びIMFの国際金融統計に公表されるデータの報告に必要な標準報告様式（SRF）についても取り上げる。
西半球一複数国	通貨・金融統計	\$93,750	中南米のスペイン語圏の加盟国に対し、通貨・金融統計に関する3週間の地域コースを開催。同コースは、参加者がIMFのMFSMに基づく方法・手続を習得し、主要なマクロ経済統計システムとの関連について理解を深め、これらの統計を経済分析、ファイナンシャル・プランニング、通貨政策に活用できることを目的とする。
ベネズエラ	債務管理	\$25,850	短期専門家を派遣し、財務省による債務管理の強化を支援。そのために、債務の最適ポートフォリオ（国内vs国外、変動vs固定、外貨vs自国通貨）を提案し、最適ポートフォリオ構造に至るステップについて助言を提供。

JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について

目的

この視察は、JSAが現場でどのように利用されているかを日本政府が直接、把握するために行われるものである。この視察は、(i) 受益国当局がJSA資金支援で派遣される専門家の仕事をどのように評価しているか、(ii) 当局が当該支援を有効に活用しているか、(iii) 技術支援が改革のプロセスに役立っているか、という点について調査するものである。また、視察では、(i) 長期専門家と短期専門家の比較、(ii) 技術支援のニーズの発掘、(iii) 技術支援とIMFプログラムの統合、そして(iv) 他のドナー支援との調整における現地駐在スタッフと専門家の役割など、より一般的な技術支援政策についても検討が行われる。

実施形態

合同ミッションは通常、日本政府職員2名（財務省1名と日本理事室の代表1名）とIMFスタッフ1名から構成される。

視察ミッションの対象となる国とプロジェクトを決めるに当たっては、経済発展や構造改革の水準、地域・対象分野のバランスなど、多くの考慮に基づいている。

IMF本部でのブリーフィングノートの受領及び（又は）ミッションメンバーのブリーフィングに従って、ミッションは技術支援が実施されている受益国を訪問し、ホスト機関（通常は財務大臣、中央銀行総裁、又は中央統計機関の長）、専門家の直属の担当者（通常は局長）、派遣されている専門家らと面会する。セミナーやトレーニングの場合には、各セッションやコースの参加者や関係研修施設の人材育成担当者とも面会を行う。会合には関連する他のドナーも招き、見解を求めるのが通例となっている。

成果

この視察は、1996年度に開始して以降、現時点で11回実施された（17カ国、2地域研修所及び太平洋金融技術支援センター（PFTAC）を訪問）。現地視察の結果、JSAの資金が適正に管理され、現場で有効に使われていることを確認した。全ての視察で、受益国当局は日本によるIMFの技術支援活動に対する資金支援の重要性を認識するとともに、感謝の意思を表明した。この視察の結果を受け、日本政府は、IMFの技術支援活動に対するJSAによる貢献を通じて、強力な支援を継続している。これまでに実施された視察一覧は次のとおりである。過去に実施された視察の概要については、既刊のJSA年次報告を参照されたい。

合同視察 1996年度～2004年度¹

1. フィジー及び西サモア（太平洋金融技術支援センター PFTAC） 1996年3月
2. カザフスタン及びキルギス共和国 1996年6月
3. ザンビア及びジンバブエ 1996年12月
4. ロシア連邦 1997年7月
5. ブルガリア及びリトアニア 1998年6月
6. インドネシア、シンガポール研修所及びタイ 1999年6月～7月
7. ベラルーシ及びスロベニア 2000年6月
8. アゼルバイジャン及びウィーン合同機関 2001年6月
9. カンボジア及びIMFシンガポール地域研修所 2002年6月
10. モンゴル及び東チモール 2002年9月
11. インドネシア及びフィジー 2003年12月

¹ スケジュールの都合上、2005年度には合同視察は実施されなかった。

技術支援プロジェクトの評価

JSA 拠出の技術支援を受益機関が評価する公式な制度の導入に伴い、89 のプロジェクトに対する評価の質問票が受益機関から返送されている。回答率は70%であり、比較的良好と判断される。質問票の多くは、個々のプロジェクトの実体に合わせて、複数の機関あるいは国に送付されているため、一件のプロジェクトに対して複数の回答が寄せられている場合もある。現在までに受理した回答は105件である。

全体的に、回答ではJSAが拠出する技術支援に対して関係当局は、高い満足度を示している。表10（次ページ）に示すとおり、回答によると受益機関は専門家の担当業務について満足している。回答の92%は、担当業務はニーズを満たしているとしているが、19%は、専門家の着任前には、説明を受けていないあるいは一部しかを受けていないと答えている。受益機関は、各プロジェクトに派遣される専門家の選定についても満足している。ほとんどすべての回答者（91%）が、専門家の質及び経験が任務に適していると評価している。専門家とカウンターパートの協力関係についても、87%の回答者が良好であると判断している。改革における専門家のアドバイスの有効性については、いくぶん低い結果となっている（82%）。技術移転に関する質問では、73%の回答者が、専門家は研修や能力強化に十分な関心を示していると答えているが、22%は、部分的には十分であると答え、4%は不十分であるとしている。回答者（82%）は、現在実施されているIMFによる監督に満足している。また、予想したことではあったが、多くの国が抱えている業務、経済・金融管理改革の複雑な問題、組織や人員の能力強化、技術支援における資源的制約については、回答者の20%が、専門家が取り組んでいない問題や責務があると考えている。58%を超える回答者はプロジェクトの全般的な進展に非常に満足しており、さらに40%の回答者も満足であると答えている。進展に満足していない回答者は全体でわずか1件であった。

表10 技術支援プロジェクトの評価結果

(回答における比率)

質問	はい／非常に満足	部分的に満足	いいえ／不満足	該当なし
1. 専門家の担当業務は、要請を反映したものであったか。	92	6	1	1
2. 専門家の担当業務について専門家の着任前に相談を受けたか。	81	9	9	1
3. 専門家の質及び経験は適切であったと思うか。	91	8	0	1
4. 専門家はカウンターパートに十分協力していたか。	88	12	0	0
5. 専門家の助言は改革を進める上で有益であったか。	81	19	0	0
6. 専門家は人材教育や能力強化に十分な関心を示したか。	74	21	4	1
7. 専門家は関連するすべての問題や責務に取り組んだか。	80	0	20	0
8. 専門家はIMF本部に、より適切な監督を受けていたと思うか。	81	12	1	4
9. 専門家の派遣全般についてどのように評価するか。	60	38	1	1

注：回答数 100 件

日本管理勘定（JSA） 2005年度財務諸表

	特定活動にかかる 日本管理勘定	技術支援活動のためのフレ ームワーク管理勘定一博 士号取得のための奨学金 にかかるとサブアカウント		
貸借対照表（2005 年 4 月末日、2004 年 4 月末日現在）				
	2005	2004	2005	2004
	（千米ドル）			
資産				
現金及び現金に準ずるもの	21,691	22,699	1,395	1,686
資産計	21,691	22,699	1,395	1,686
財源				
財源合計	21,691	22,699	1,395	1,686
損益計算書及び財源の変動 （2005 年 4 月末日、2004 年 4 月末日で終わる各年度）				
	2005	2004	2005	2004
	（千米ドル）			
期首残高	22,699	25,031	1,686	1,844
投資収入	562	290	38	19
拠出金の受領	20,849	20,374	1,521	1,521
受益国へ又は受益国のための支出	(22,419)	(22,996)	(1,850)	(1,698)
財源の変動（ネット）	(1,008)	(2,332)	(291)	(158)
年度末残高	21,691	22,699	1,395	1,686

注：IMF は、IMF 本体の勘定についての年次監査と併せて、外部監査人による JSA の年次監査を行っているほか、日本当局に提出するための独立した監査証明書も発行している。

